

尾張徳川家の政治空間

——「席図」の紹介・分析を中心に——

深井雅海

はじめに

一 名古屋城二の丸御殿における政治空間

(一) 尾張家当主の政治空間

(二) 年寄の政治空間

(三) 用人の政治空間

二 江戸市谷屋敷における政治空間

(一) 尾張家当主の政治空間

(二) 年寄の政治空間

(三) 用人の政治空間

おわりに

はじめに

「席図」は、各行事における人の配置を示した図面である。したがって

尾張徳川家の政治空間

この図面から、各行事がどのように行われるのか、その仕組みを知ることができる。また、行われる部屋の区別、出席者の職名や人数、部屋の使用状況などから、それぞれの行事の格の違いまで明らかとなる。

本稿では、主に「尾藩評定所初メ役所絵図」^①や「(市谷屋敷)諸図」^②を基に、名古屋城二の丸御殿、および江戸市谷屋敷で行われたさまざまな行事を紹介し、尾張徳川家当主・年寄(家老)・用人などが政務を行う空間や、当主への目見え、年寄・用人などの申渡し状況について、明らかにしたい。なお両史料は、主に天保期以降の「席図」を収録している。

一 名古屋城二の丸御殿における政治空間

尾張徳川家当主の名古屋における住居兼政庁は、二の丸御殿である。図1は、時期は不明であるが、当主の政治空間の中御座之間と、年寄を中心とする政庁、および儀礼空間を示す。^③中御座之間には、上段・中段(御次)・下段(御三之間)の三部屋があり、下段の西には御次之間(御溜)、その

北側に紅葉之間が設けられていた。また、上段の北には、曲水之間三疊があった。焼火之間の北に続く御小納戸を含め、この辺を「奥」という。「奥」の南側は、「中奥」と呼ばれた。「中奥」は、焼火之間・鳥之間・溜之間・御数寄屋・御鎖之間・奥舞台・近習番所・楽器之間などの部屋で構成される。

「中奥」の南側が、「表」の空間となる。「奥」「表」の出入口は、大壁所（書口一個所のみという。この口を境に、東側が政治空間、西側が儀礼空間に分かれる。政治空間の中心が、御年寄御用所である。他に、用人・右筆部屋・被仰渡之間・大勝手・留書頭御用所・目付部屋などが見える。上

三席は、熱田奉行・岐阜奉行・旗奉行・小普請奉行・御深井丸番頭など、下三席は、弓矢奉行・明倫堂教授・木曾材木奉行・幕奉行・金奉行・川並奉行などが詰める所という⁽⁴⁾。

儀礼空間は、三部屋に分かれる。御夜居之間・御対面所（書院）・御広間である。たとえば年頭御礼は、太刀馬代御礼以上が対面所（書院）、太刀馬代御礼以下が広間で行われた。また、当主の代替わりごとに行われる「御條目」の公布は、物頭以上が御夜居之間、物頭以下が広間で実施された。⁽⁵⁾

ここでは、尾張家当主への謁見や、年寄・用人などが家臣に申渡しを行う部屋に注目し、行事ごとの格の違いについて考察したい。

図1 名古屋城「二の丸御殿古図」

北

尾張徳川家の政治空間

御夜居之間

御対面所

西

御広間

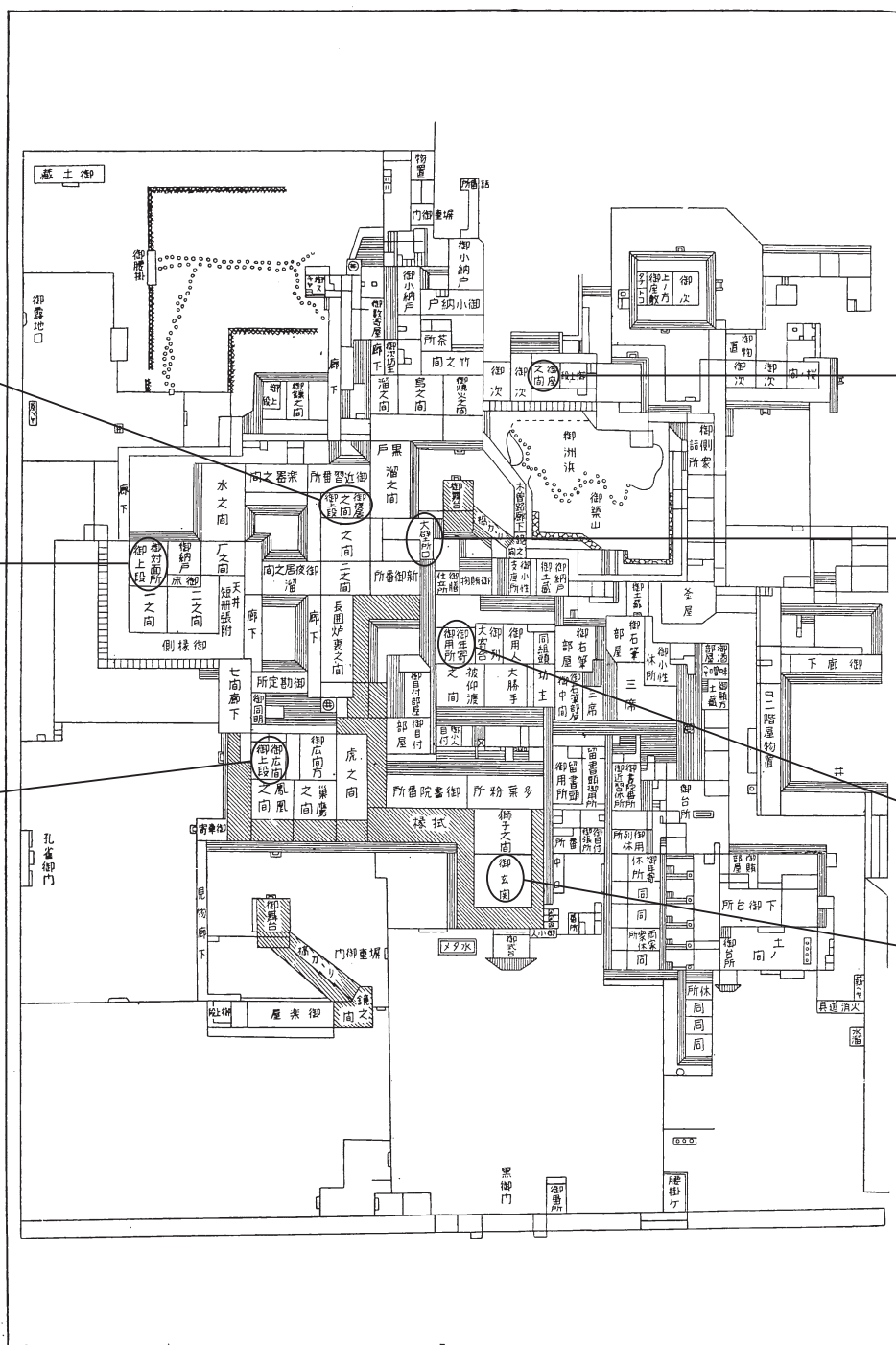
中御座之間

大壁所口

東

御年寄御用所

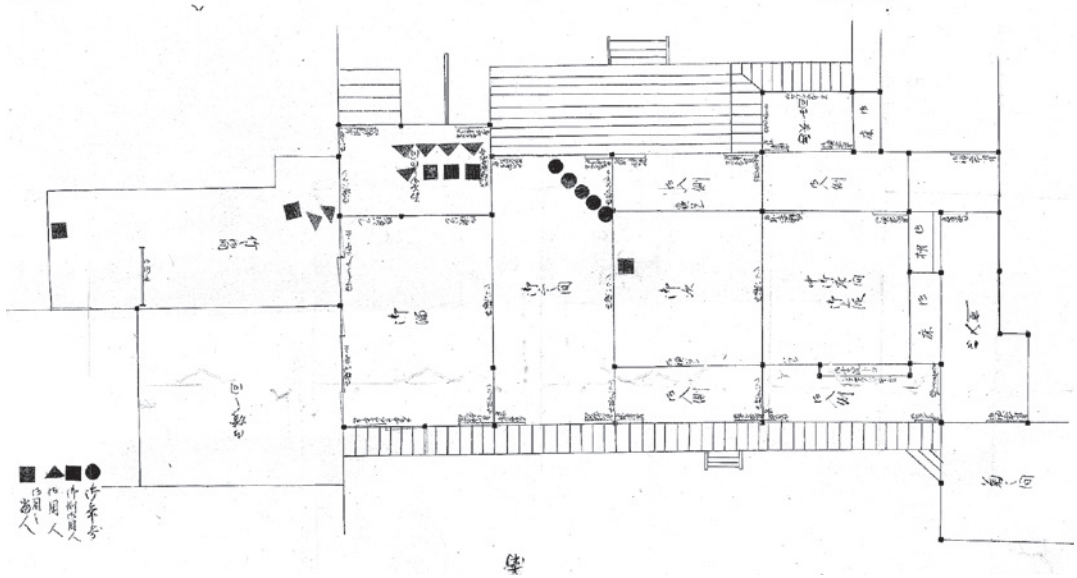
御玄関



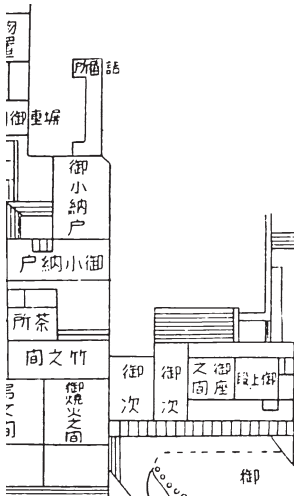
南

註：名古屋市編『名古屋城史』(名古屋市役所、1959年)、213頁の図より引用。

図2 天保十四卯年改御前おるて御直被仰渡之節御席図



参考図1(図1の部分図)



当主が直接家臣に申渡しを行う場合は、「奥」の中御座之間が使われた。図2は、「天保十四卯年改御前おるて御直被仰渡之節御席図」(続林絵図一九〇一、細目二四)である。この「仰渡」の内容は不明であるが、江戸市谷屋敷では、物頭以上の役職任命は当主が行っている⁽⁶⁾ので、同内容の行事を示すのであろうか。ただし、図17と比較すると、列席する年寄・側用人・用人の人数が多く、席の配置も異なるため、今後の検討が必要である。

図によると、当主は記載がないものの、上段の中央に着座していたものと思われる。御用を受ける当人以外の出席者は、年寄・側用人・用人の三役である。年寄五人は御三之間の北側端、側用人三人と用人五人は、紅葉之間に座っていた。かかる座席のなか、御用を受ける当人は、まず竹之間の西側末に控え、当主着座ののち、用人の案内により竹之間の東前方に出席し、その後、御次(二之間)の下から一畳目に進んで、御用の命を受けた。

1 中御座之間での政務

(一) 尾張家当主の政治空間

御用を受ける当人の格は不明であるものの、御次之間に入っていることから、格の高い人物と推測される。

(二) 年寄の政治空間

年寄の格式や職務などについては、林董一氏の「尾張藩「年寄」考」が詳しい。⁽⁷⁾ 同論文によって、まず年寄職の概要を記述しておきたい。

年寄は、他大名家の家老にあたる役職であり、家政の中樞をなす。なかでも「両家年寄」は、成瀬隼人正家と竹腰山城守家の当主の世襲であるが、書状類の加判を免ぜられ、月番を務めることもなかった。したがって、最高職ではあるものの、日常の政務にはあまり係わらなかったものと思われる。

「万石以上年寄」は、尾張家の家中で、知行高一万石以上の渡邊飛驒守家・石河伊賀守家・志水甲斐守家の当主が年寄に就任したときの呼称である。しかし、成瀬・竹腰家と異なり、世襲ではなく、就任者は、勤務の面でも一般の年寄と同様の扱いを受けた。

年寄の就任者は、元和三年（一六一七）以降幕末に至るまで一一九人に及び、家数は五一家である。五人以上の就任者を輩出した家は、「万石以上年寄」の石河・渡邊・志水三家の他、山澄・大道寺・鈴木・生駒の四家である。出自的にみると、幕下御付属衆とこれに準ずる御付属列衆が多く、全体の二五パーセントを占めた。また就任時の禄高は、一〇〇〇石程度から一万石までと幅が広いが、二〇〇〇石から三〇〇〇石の家が、全体の四〇パーセント近くを占有していた。

年寄の人員は定員がなく、一人から一人とこれも幅が広いが、通常七

人が中心であり、名古屋と江戸に分かれて勤務した。その執務所は、「御用部屋」、もしくは「寄合所」「御用所」と呼ばれた。図1の「二の丸御殿古図」では、「御年寄御用所」と記載されている。

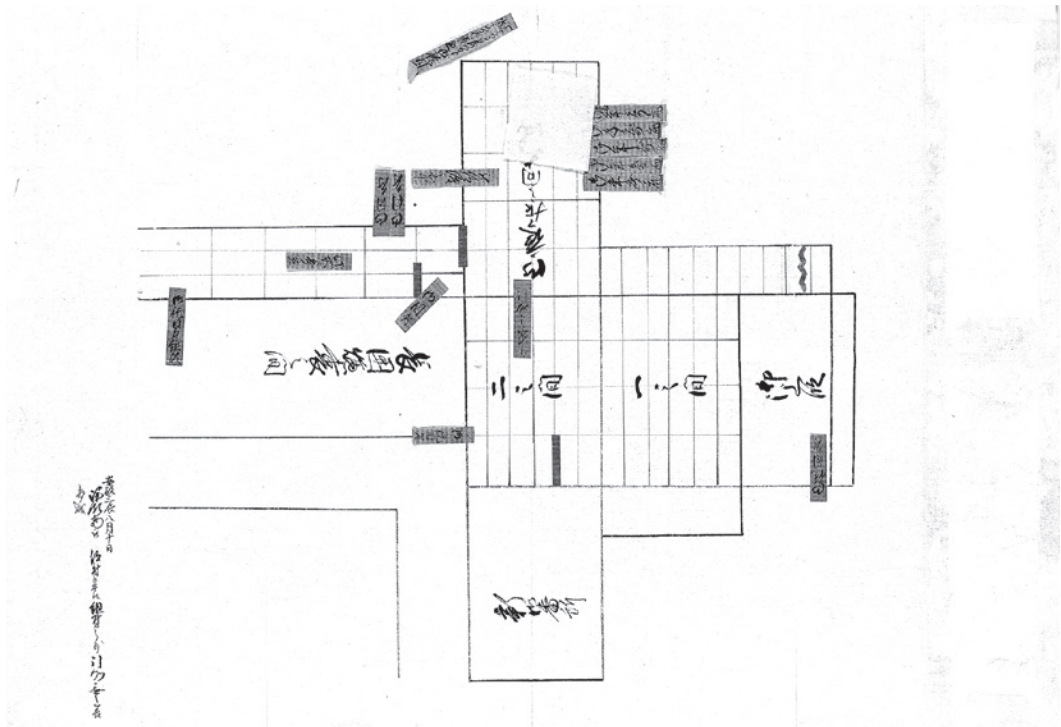
年寄の職務執行には、寛文二年（一六六二）四月以降、月番制が導入された。すなわち、諸役人より提出の書類は、当番の年寄がこれを受理し、毎日同役と協議した。通常、非番の年寄は当主への謁見がすみしだい退出するが、月番だけは昼まで城内に留まり、事を処理した。ただし、事案の決定は全員の合議に基づく建前上、その責任は年寄全員が負ったという。

では、各部屋での政務の状況をみよう。

1 御夜居之間大溜での政務

文政三年（一八二〇）の「尾藩御役名附」によれば、役職の格式は、当主に太刀・馬代を献上する資格を有する「太刀馬代御礼以上」、布衣を着用し、儀式に際して当主の会釈を授かる「物頭以上」、当主に目見えできる「御目見以上」、当主に目見えできない「御目見以下」に大きく分かれる。⁽⁸⁾ 物頭以上の役職任命は当主が行ったが、⁽⁹⁾ 物頭以下の役職任命は年寄が申し渡した。

図3 於御夜居之間溜物頭以下之輩御役替等被仰渡候節之図



参考図2(図1の部分図)

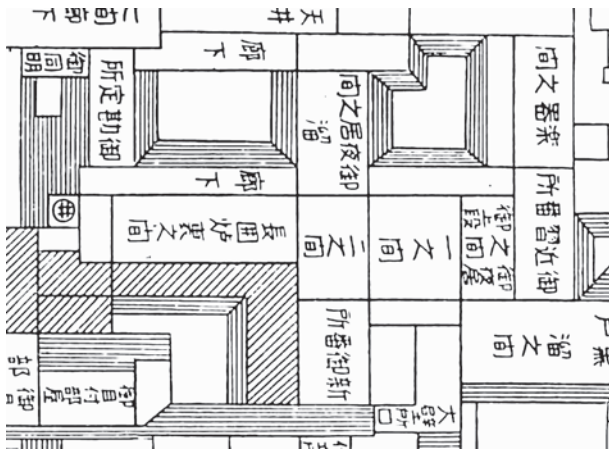
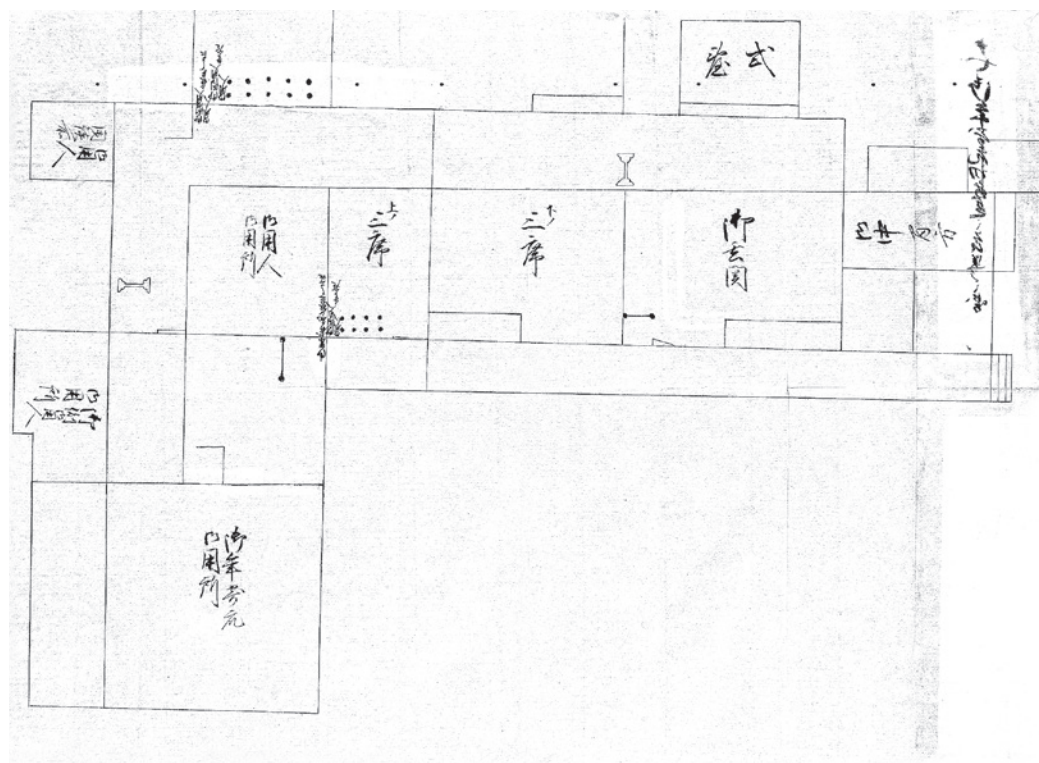


図3は、「於御夜居之間溜物頭以下之輩御役替等被仰渡候節之図」(続林
絵図一九〇一、細目二八)である。年寄が物頭以下の役職就任者を任命する
際は、御夜居之間溜で行われた。上段・一之間・二之間などは、当主出席
のときの部屋であり、使用されなかったものと思われる。就任者は、長囲
炉裏之間横の廊下に控え、側に目付三人が座っている。年寄出座ののち、
「溜」の「被仰渡之輩」の場所に出席して役職に任命されたのである。なお、
年寄が五人出座と一人出座の場合がある。「国秘録御用部屋行事」のなか
に、「列座三而申渡候御役替、列座三而無之御役替¹⁰⁾」と見えるので、両方あつ
たものと思われるが、その区別の理由は不明である。

図4 御年寄衆初登足之節送り之図



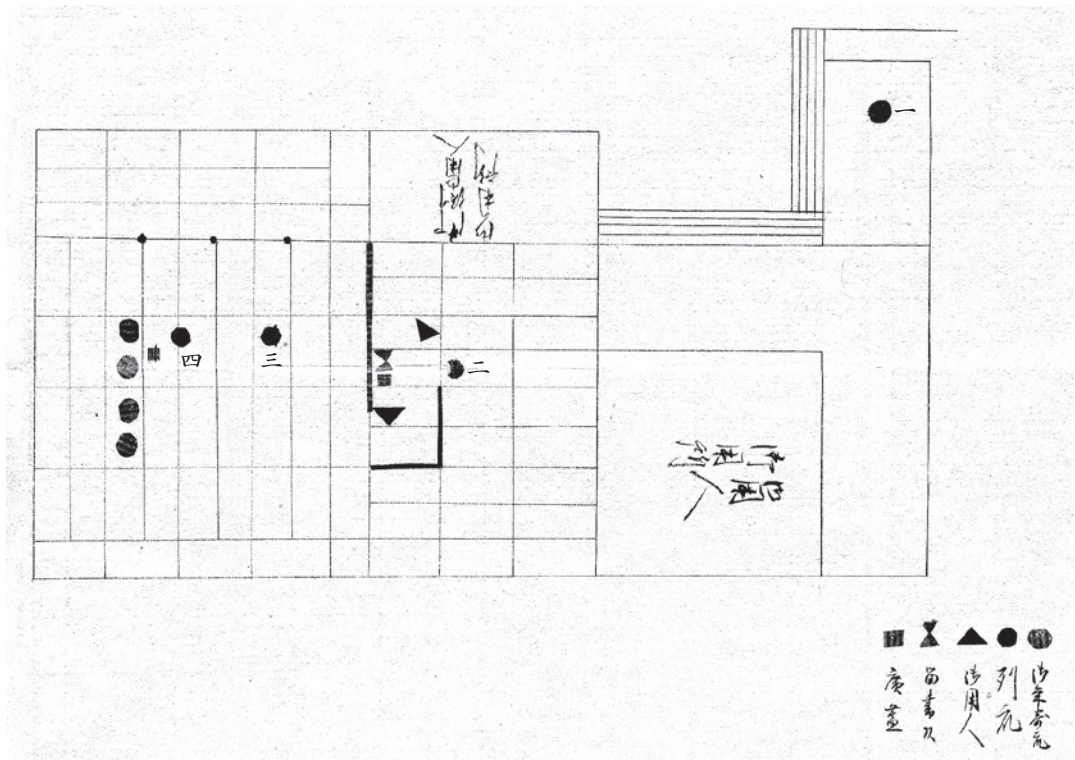
2 年寄衆御用所・入側での政務

ここでは、年寄衆御用所でのさまざまな行事について紹介する。図1では御用所の位置は判明するものの、部屋の詳細については不明である。幸い、「尾藩評定所初メ役所絵図」のなかに、年寄衆御用所付近の詳細図があるので、まずこれを掲示したい。図4は、「御年寄衆初登足之節送り之図」(続林絵図一九〇一、細目一五)である。図1の「二の丸御殿古図」と比較すると、様子が異なる。

すなわち、図1では、玄関と年寄御用所との間にいくつもの部屋が見られるのに対し、図4では、玄関の東側に三席・用人御用所・側用人御用所・年寄衆御用所などが直結しており、その後の変化がわかる。ただし、変化の時期は不明である。また、年寄の他に、側用人と用人にも「御用所」が設けられていることは、これら三役が政治の中心的存在であったことがうかがえる。

では、年寄衆御用所・入側での政務をみよう。

図5 「評定所於御用所列衆江御黒印被下候節之図」



参考図3(図4の部分図)

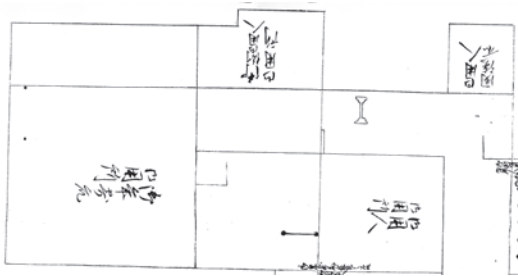


図5は、「評定所於御用所列衆江御黒印被下候節之図」(続林絵図一九〇一、細目二)である。表題冒頭の「評定所」は、いわゆる司法の評定所のことではなく、政治向のことを扱う年寄の御用所を指す用語と思われる。また「列衆」は、家臣の出自の内、「御付属列衆」のことであろうか。この点、確認が必要である。

列衆へ黒印を渡す行事の際は、年寄衆御用所(四〇・五畳)に年寄四人が列座している。列衆は、まず用人用談所に控えたのち、年寄衆御用所の隣室(二七畳)に出席している。ここでは、留書頭が黒印状を載せた広蓋の前に控え、列衆は、用人の案内により年寄衆御用所に出座する(三三)。広蓋が年寄衆の前に置かれたのち、列衆は前に進んで黒印状を受領したものと思われる(四)。

図6 弘化三年十二月廿二日於評定所加判石河太郎殿江叙爵御用品被仰渡之図

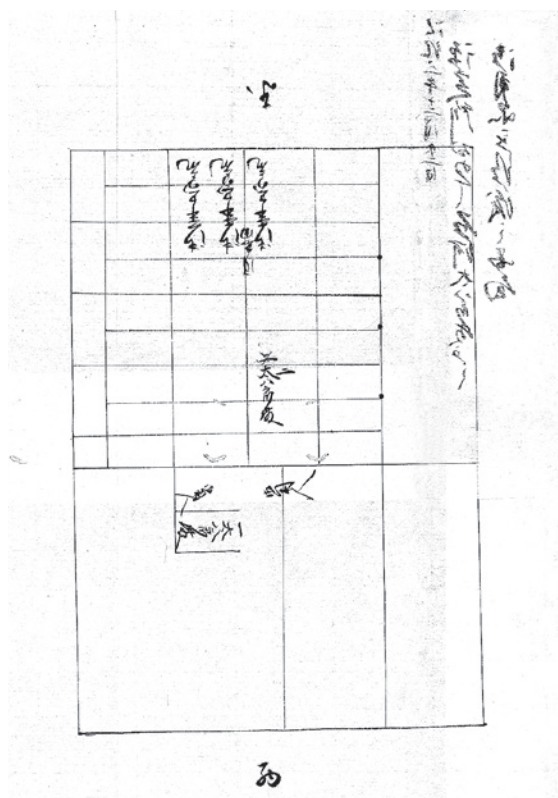


図6は、「弘化三年十二月廿二日於評定所加判石河太郎殿江叙爵御用品被仰渡之図」(続林絵図一九〇一、細目一七)である。石河太郎(光茂)は、「万石以上年寄」石河家の八代目である。石河家は、七人年寄を輩出しており、山澄家と共に、最も多く年寄を出した家の一つである。太八郎は、文化六年(一八〇九)に家督を継ぎ、同九年年寄加判となる。しかし、同一二年病気のため加判御免となり、天保一四年(一八四三)にふたたび加判を命ぜられた。そして、弘化三年十二月二日に諸大夫に任命され、伊賀守を名乗った⁽¹⁾。

図6は、太八郎が諸大夫を命ぜられたときの状況を示す。年寄衆御用所の奥の方に三人の年寄が列座し、隣室の入口付近には用人二人が控えた。太八郎は用人の側に控えたのち、御用所の月番年寄の前に進んで、諸大夫に任命された。両者の間は、三畳分開いている。

参考図4(図4の部分図)

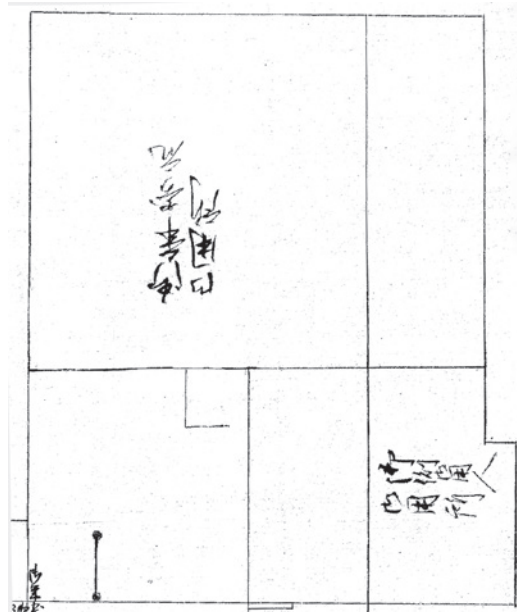
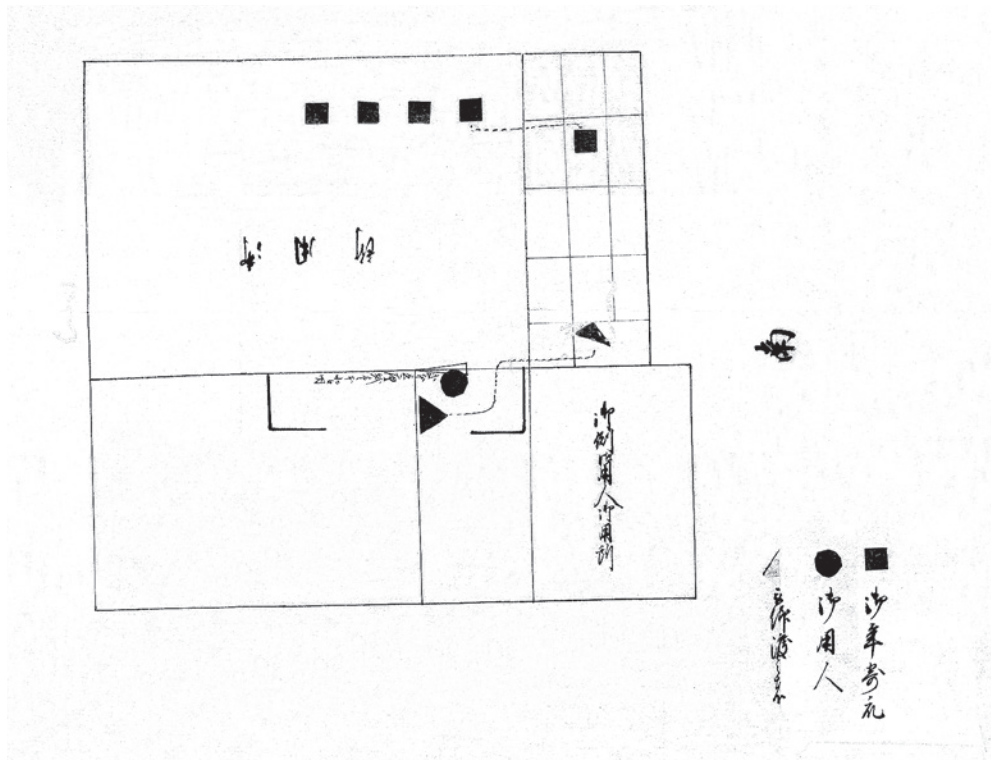


図7 評定所入ヶ輪において被仰渡之図



参考図5(図4の部分図)

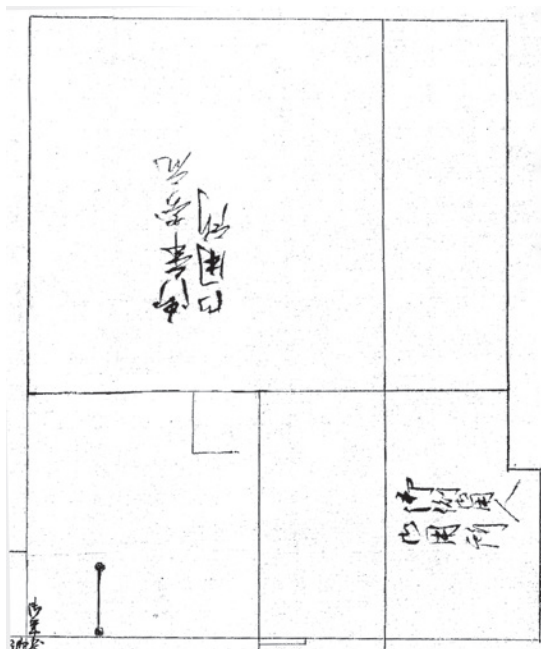
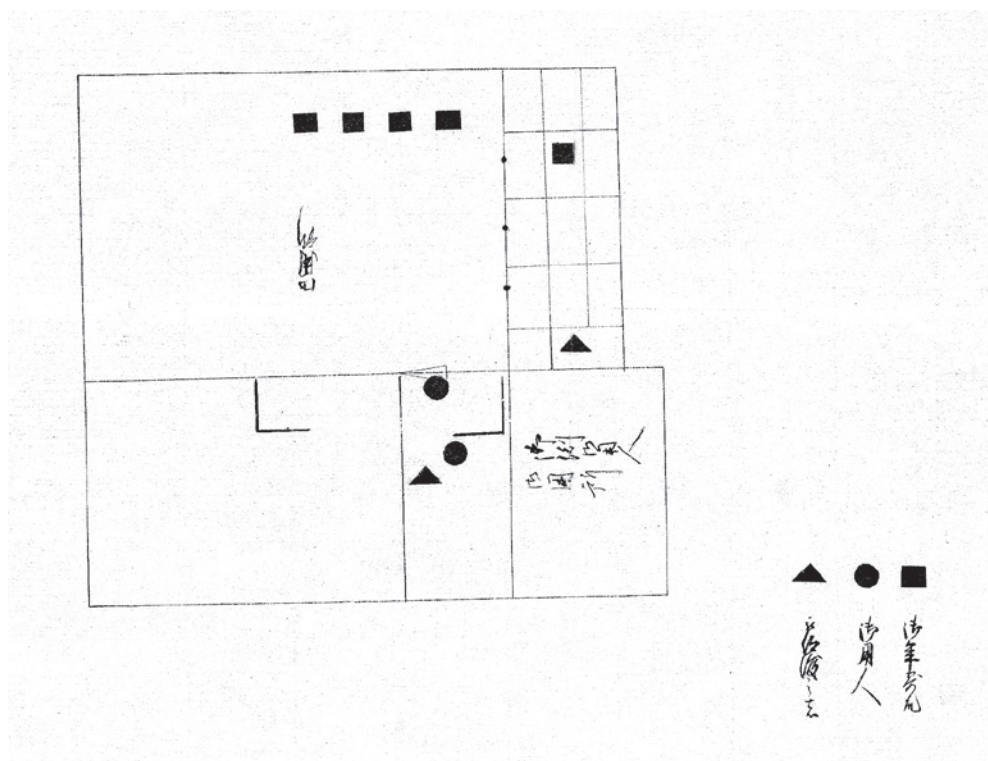


図7は、「評定所入ヶ輪において被仰渡之図」(続林絵図一九〇一、細目二三)である。年寄が役人に申し渡した場所は、年寄衆御用所ではなく、その入側(二五畳)である。したがって、前二者より格下の行事ということになる。年寄四人は御用所に列座し、その隣室入口に用人一人が控えた。申し渡される役人は、用人の側に控えたのち、御用所入側に進んで、入側に出席した年寄一人から命を受けた。両者の間は、二畳分開いている。

図8 評定所御用所入ヶ輪において御用人差引被仰渡之図



参考図6(図4の部分図)

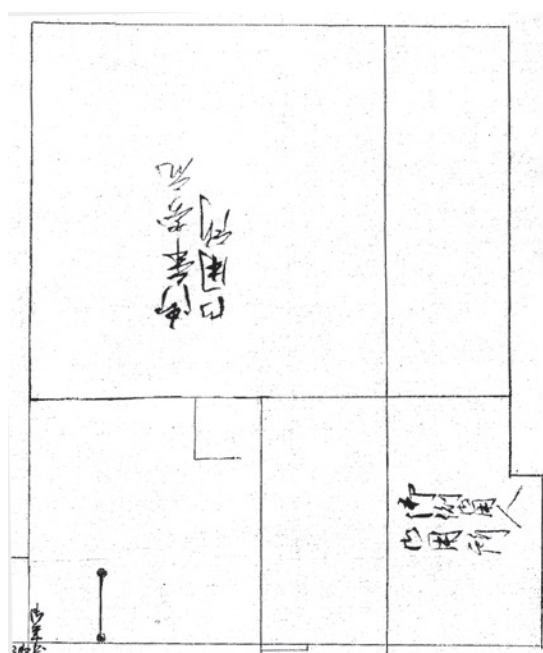
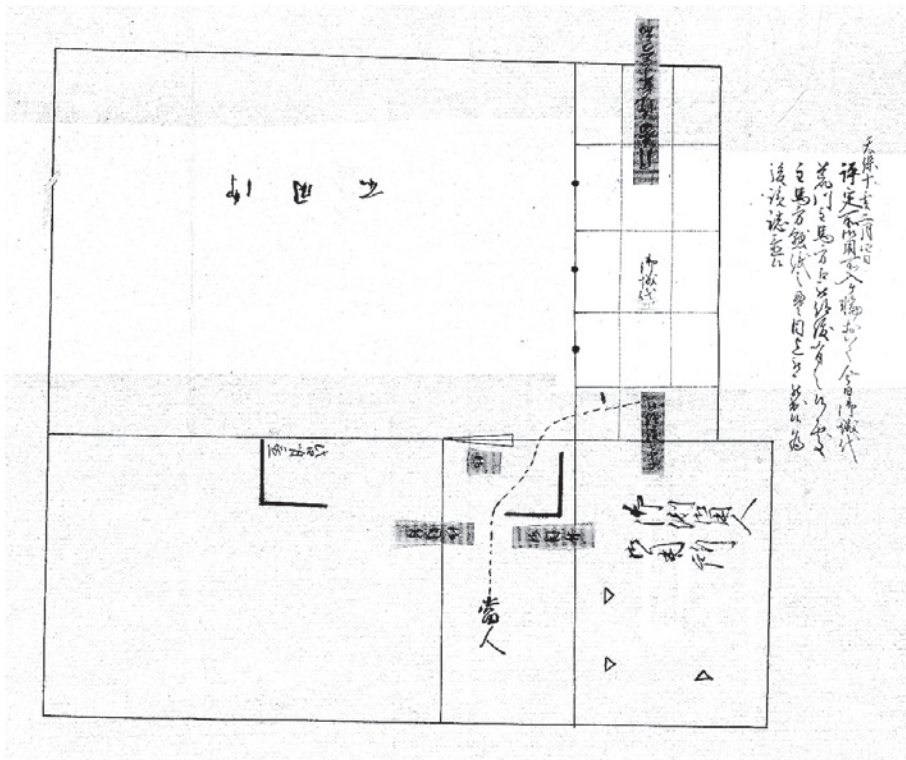


図8は、「評定所御用所入ヶ輪において御用人差引被仰渡之図」(続林絵図一九〇一、細目六)である。図7の表題と異なる点は、「御用人差引」の文言が加わっていることである。つまり、年寄と面会する際、用人の差配があるという意味であろう。図7と図8を比較すると、御用所での年寄列座、入側での年寄一人と「被仰渡之者」の対面の状況は同じであるが、御用所隣室での侍座の様子が異なる。図7では用人一人が控えているが、図8では、それ以外に、「被仰渡之者」に用人一人が付き添っていることがわかる。両者の違いが、何を意味するかは不明である。「用人差引」の場合は、用人の配下が年寄に面会することを指すのであろうか。今後の検討が必要である。

図9 評定所御用所入ヶ輪において御目付差引被仰渡之図、御城代共



参考図7(図4の部分図)

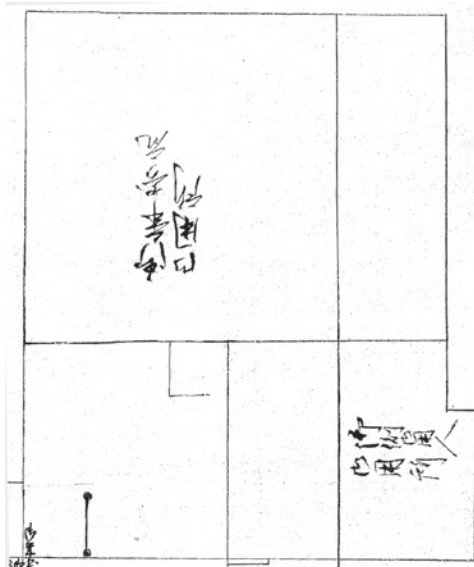
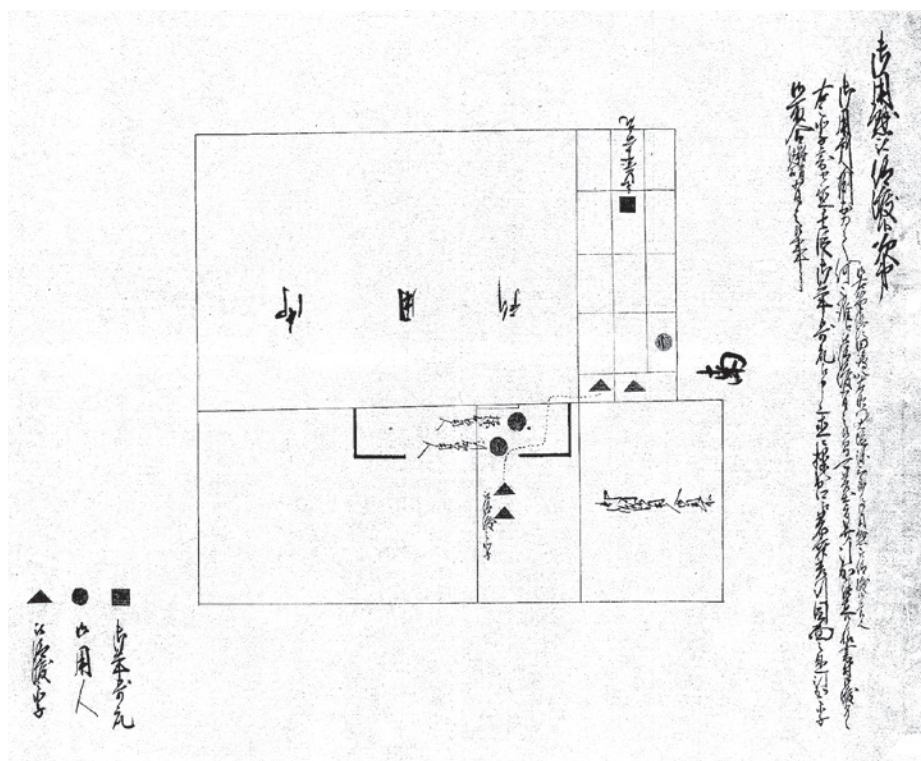


図9は、「評定所御用所入ヶ輪において御目付差引被仰渡之図、御城代共」(続林絵図一九〇一、細目七)である。図8との違いは、「御用人差引」が「御目付差引」となっている点である。すなわちこの図は、用人ではなく、目付の差配による年寄への面会を示す。したがって、用人の場合より格下の面会ということになる。そのためであろうか、御用所に年寄の列座はなく、月番年寄のみが、入側で「被仰渡之輩」に対面している。また、「被仰渡之輩」＝「当人」は、入側に出席する前、御用所の隣室で目付二人に付き添われている。

なお、図の右側に、「天保十亥(一八三九)二月四日、評定所御用所入ヶ輪において今日御城代荒川主馬方江被仰渡有之候処、主馬方懸紙之畳目迄被罷出候、為後覧誌置候」との書込みが見られる。すなわち、城代が月番年寄から申し渡される際の座席は、年寄のつぎの畳目であり、城代の格の高さがうかがえる。

図10 評定所入ヶ輪おゐて御用懸り被仰渡候御席図



参考図8(図4の部分図)

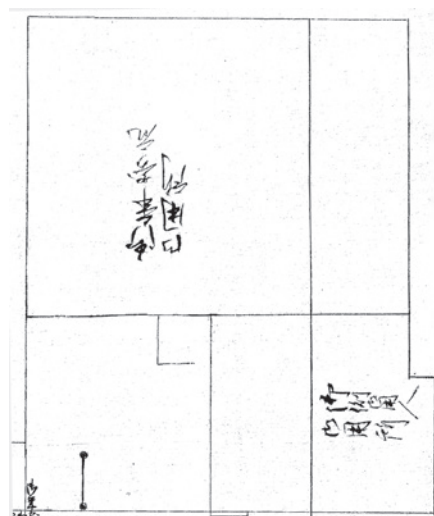
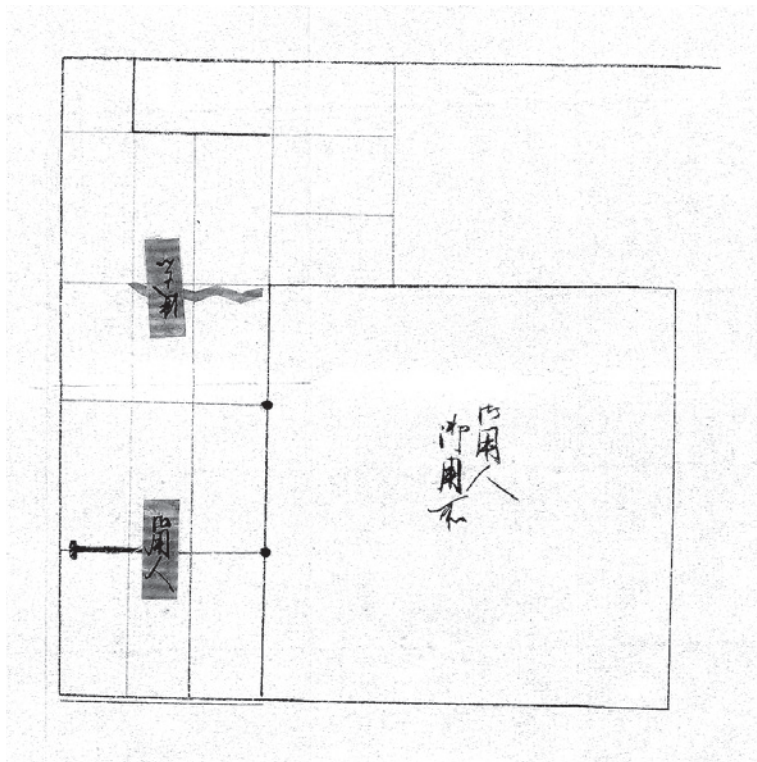


図10は、「評定所入ヶ輪おゐて御用懸り被仰渡候御席図」(続林絵図一九〇一、細目二〇)である。この図は、図右側の「御用懸被仰渡候次第」によれば、右筆組頭の田嶋八右衛門・大塩弥三郎兩人に御用懸りが命ぜられたときの状況を示す。兩人は、御用所隣室に控えたのち、入側に出席して、兩人並んで年寄一人から御用懸りに任命された。

田嶋・大塩兩人が隣室に控えているとき、「操出御用人」と「引加御用人」が側に座っている点が注目される。「御用懸被仰渡候次第」の文章の中に、「操出口江着座」との文言が見えるので、出入口付近を「操出口」と称したようである。したがって、出入口を管理する用人を「操出御用人」と呼んだものと思われる。一方、「引加御用人」については、これも右の文章の中に、「差引図面之通、引加之輩御取合^{難有}仕合有之候事」と記されているので、年寄とのとりなしを行う用人を「引加御用人」と称したのであろう。この用人は、年寄「仰渡」の場にも出席し、田嶋・大塩兩人の側に控えている。

図11 於評定所両家御年寄衆初使者江御書相渡候節之図



(三) 用人の政治空間

ここでは、用人の政治空間をみよう。用人は、今迄みてきたごとく、年寄申渡しの際、出入り口に控えたり、年寄とのとりなしを務めたりしていた。では、用人自身が申渡しを行う例はあるのであろうか。

図11は、「於評定所両家御年寄衆初使者江御書相渡候節之図」(続林絵図一九〇一、細目九)である。これによると、「両家御年寄衆初使者」とあるので、家臣の使者、つまり、陪臣へ「御書」を渡す行事ということになる。この行事は、用人御用所の入側(二三・五畳)で行われた。年寄申渡しの場合は、いずれも畳目の内に着座しているが、用人申渡しときは、畳目をまたがって座っていることが特徴である。ただし、これがいかなる意味を有するのかについては不明である。

参考図9(図4の部分図)

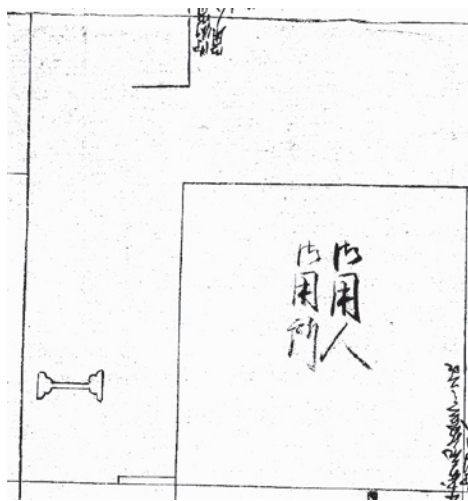


図12 「御殿中惣図」(市谷屋敷東御殿図)の部分図

南



北

註：徳川林政史研究所蔵。網かけの部分は政治空間を示す。

二 江戸市谷屋敷における政治空間

尾張徳川家当主の江戸における住居兼政庁は、市谷屋敷の東御殿である。図12は、天保一〇(一八三九)四二頃の状況を示す東御殿図(「御殿中惣図」¹³⁾)の内、儀礼・政治空間を示す。その中心となるのが、書院と小書院である。書院は、当主中心の接客儀礼や大規模な年中行事、小書院は、当主と旗本・寺社・家臣との対面や小規模な年中行事に用いられた。ことに、家臣との政治的な対面は小書院で行われた。一方、年寄の政治空間は、小書院の入側・小書院南溜(図には「書院南溜」とあるが誤り)・大膳手の三ヶ所である。また、用人や側用人の政治空間は雁之間である。

このように、当主・年寄・用人(または側用人)の政治空間は異なっていた。ここでは、当主への謁見や、年寄などが家臣に申渡しを行う部屋などのような行事が実施されたのか、またそれぞれの行事の格の違いについても考察したい。

三十一

御車寄
御側用人
御用人
大御番頭
御目付
布衣以上
御目見以上
X 御取持

台御徒目付
御徒目付細頭

只書防者一漢書元
清日也

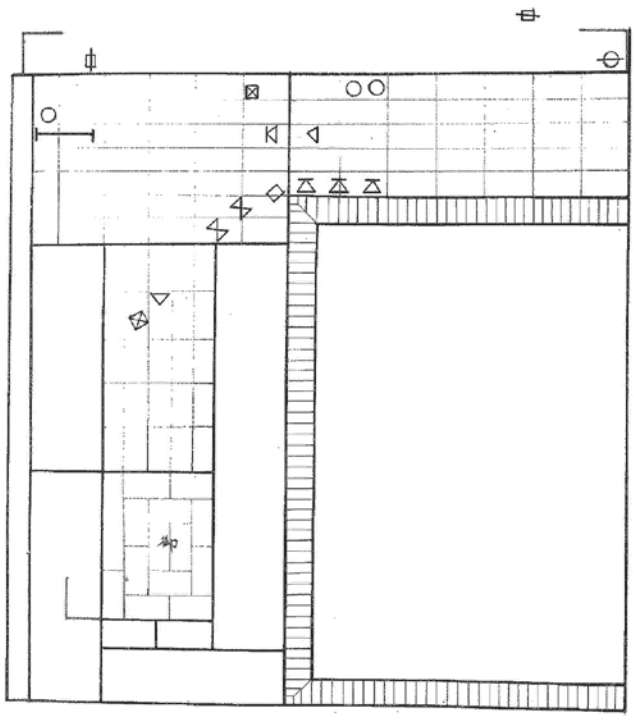
1 小書院での政務

当主は記事がないものの、上段の中央に座つていたものと思われる。家臣は、三之間の隅に年寄二人・側用人一人・用人一人、衝立ての後に目付一人が着座していた。かかる座席のなか、旗本は二之間で目見えしている。ただし、職階の違いによつて、座席の畳目が異なる。布衣以上は下から二畳目、御目見え以上は下から一畳目である。したがつて、布衣以上の旗本は、御目見え以上に比べ、畳一枚分当主に近づけることになる。いずれにしても、旗本は二之間で目見えていることから、格の高さがわかる。

図14 御登城帰御之節高野山御宮別当大徳院儀御小書院おゐて御目見之席図

尾張徳川家の政治空間

三才



中書院儀御小書院おゐて御目見之席図
御目見之席は、御目見之席に
御目見之席は、御目見之席に
御目見之席は、御目見之席に
御目見之席は、御目見之席に

- 御目見
- 大徳院
- △ 御用
- ◇ 御用
- ◇ 御用

参考図11 (図12の部分図)

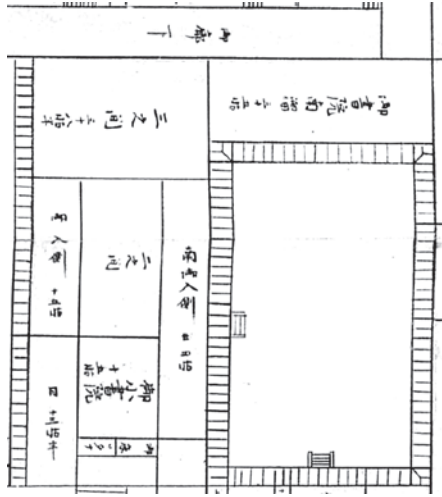
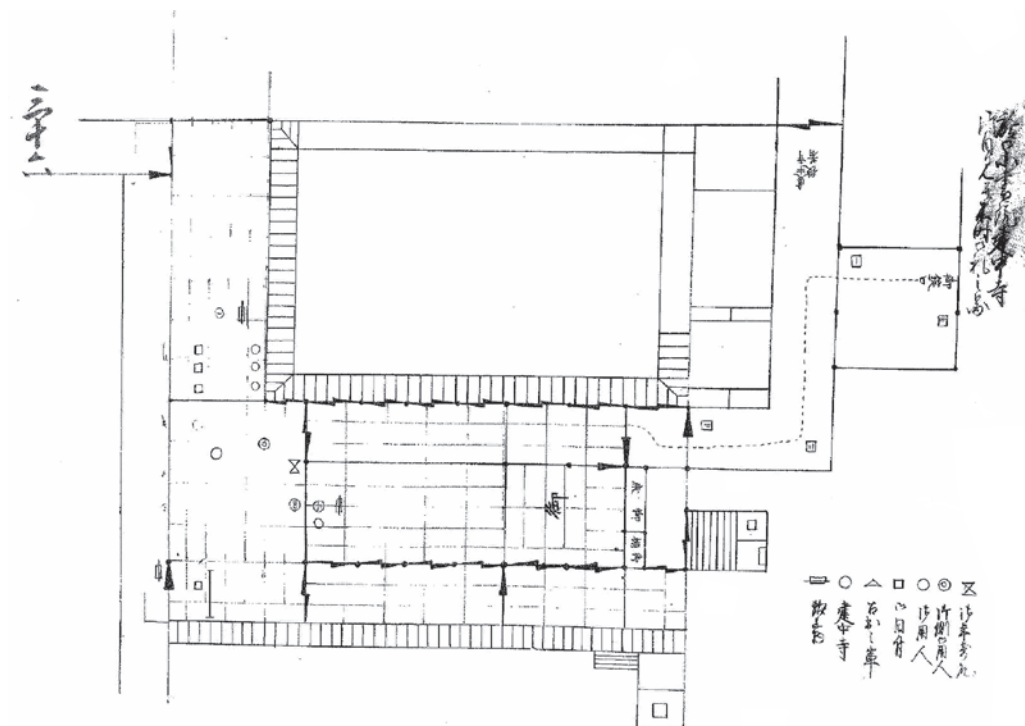


図14は、「御登城帰御之節高野山御宮別当大徳院儀御小書院おゐて御目見之席図」(「市谷屋敷」諸図 一冊目の三五図)である。この図は、金剛峰寺の別当を務める大徳院が、尾張家当主に目見えするときの図である。

当主は上段の中央に座り、家臣は、三三間の隅に年寄二人・側用人一人・差引の用人一人・披露の用人一人、衝立ての後に目付一人が座っていた。大徳院は、小書院南溜から出て、二之間の下より二畳目に進み、側に控える用人が当主に披露した。廟所や位牌等を管理し、徳川家の宿坊も務める大徳院の座席が、旗本布衣役と同じ畳目であることから、その格の高さをうかがうことができる。

図15 於御小書院建中寺御目見并不時御礼之図



尾張徳川家の政治空間

参考図12(図12の部分図)

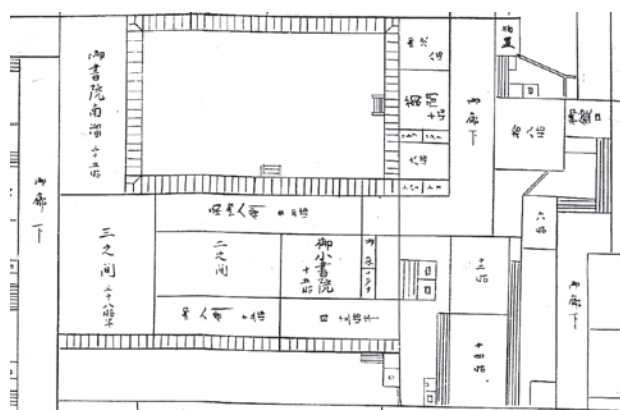
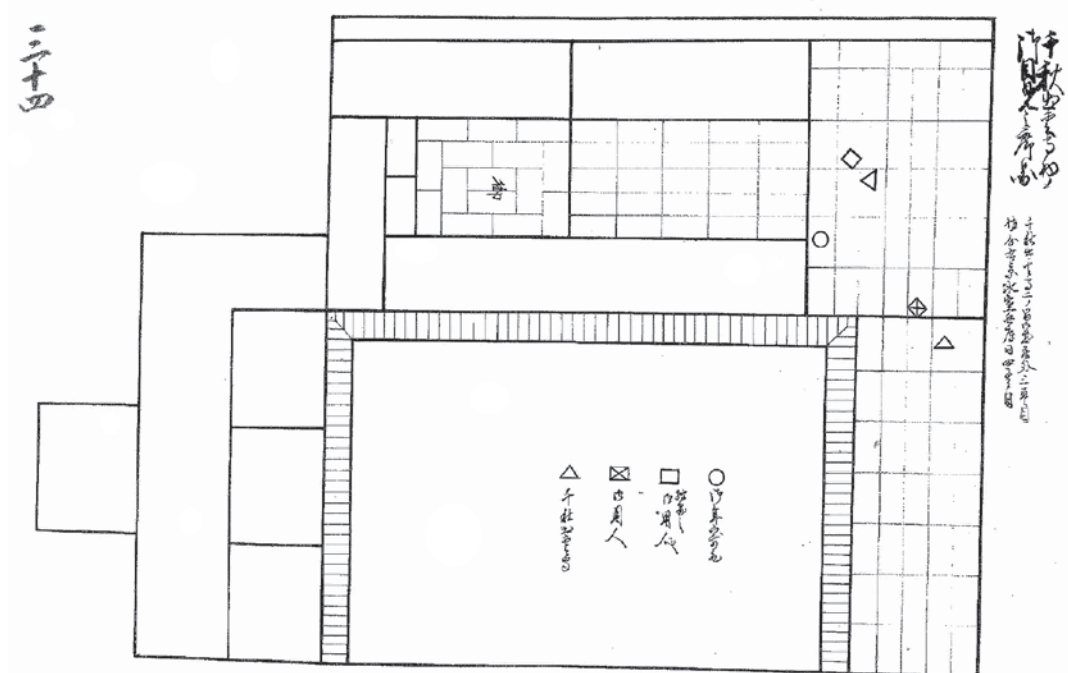


図15は、「於御小書院建中寺御目見并不時御礼之図」(「市谷屋敷」諸図)一冊目の三三六図である。建中寺は、尾張家の二代当主光友が、初代義直追善のために創建した寺であり、尾張家の菩提寺である。⁽¹⁶⁾
 当主は、右の「御錠口」から出て、上段中央に座っている。家臣は、三之間の隅に年寄一人・側用人一人・用人一人、衝立ての後に目付一人が着座した。旗本・大徳院の目見えと比べれば、年寄は二人から一人の出座となり、年寄・側用人・用人の座席も、少し前方に変化している。それだけ、内輪の謁見ということであろうか。建中寺住職の座席は、二之間の下から一畳目であり、御目見え以上の旗本と同じである。住職は、献上物を前に置いて目見えし、側に座る用人が披露した。

図16 千秋出雲守初メ御目見之席図



参考図13(図12の部分図)

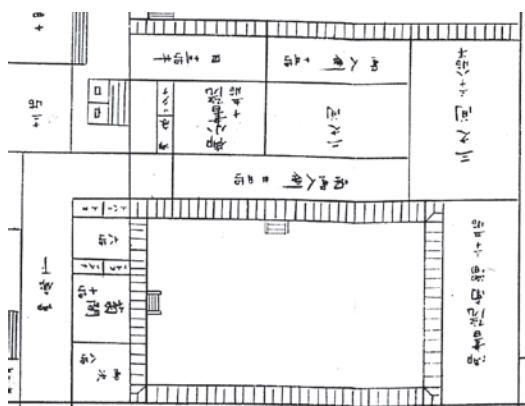
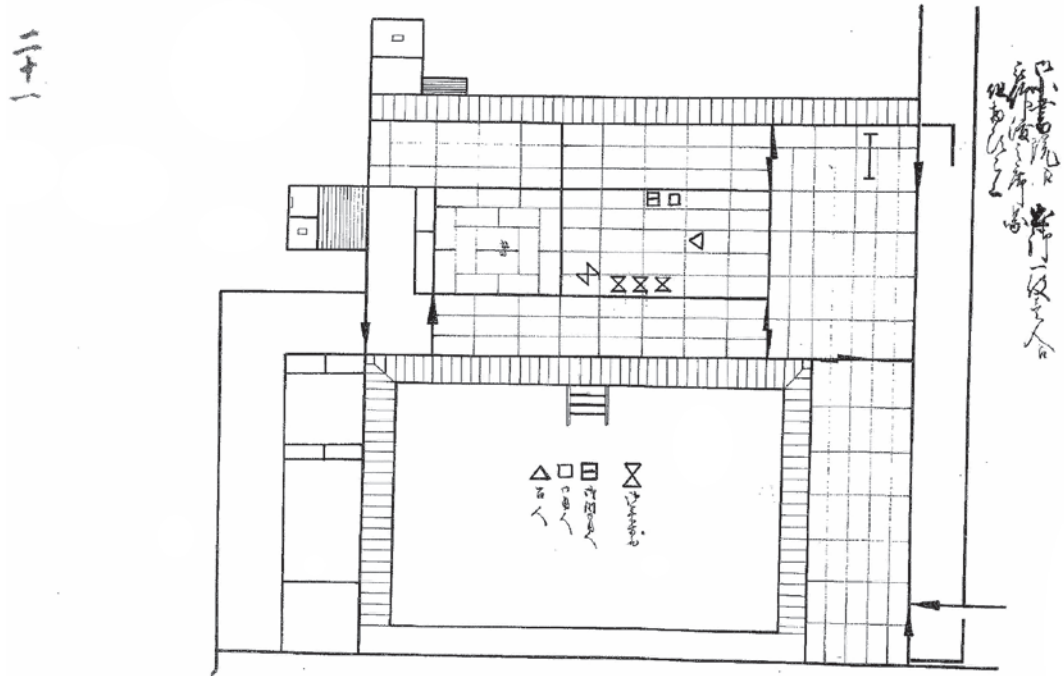


図16は、「千秋出雲守初メ御目見之席図」〔市谷屋敷「諸図」一冊目三四図〕である。千秋家は、尾張藩領にある、熱田神宮の大宮司職を世襲した名家である。四代將軍徳川家綱が発給した朱印状によれば、その社領は一六六五石である⁽¹⁷⁾。

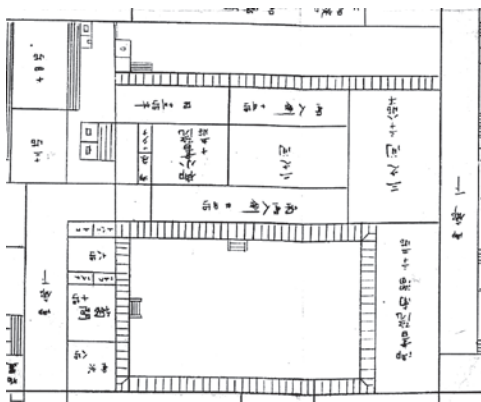
当主は上段の中央に座し、家臣は、年寄一人・用人一人が三之間の隅に着座している。千秋出雲守は、二之間の敷居外上から三畳目に座って謁見した。上から二畳目に座る用人が、当主に披露している。旗本・大徳院・建中寺と比べると、千秋家の、尾張家における格の低さは明らかである。

なお、図の表題の下に、「佐分右兵衛・氷室兵庫、同四畳目」と記されている。佐分の身分・地位は不明であるものの、氷室兵庫は若宮八幡社の神主と推測される⁽¹⁸⁾。したがって彼らは、二之間敷居外上から四畳目に座って謁見したことを示すものと思われる。千秋家とは、畳一枚の違いがある。

図17 御小書院江出御一役忝人江被仰渡之席図、但物頭已上



参考図14(図12の部分図)



当主に対する旗本・寺社の目見えをみてきたが、つぎに、当主による役職任命をみよう。図17は、「御小書院江出御一役忝人江被仰渡之席図、但物頭已上」(「市谷屋敷」諸図「一冊目の二二図」)である。

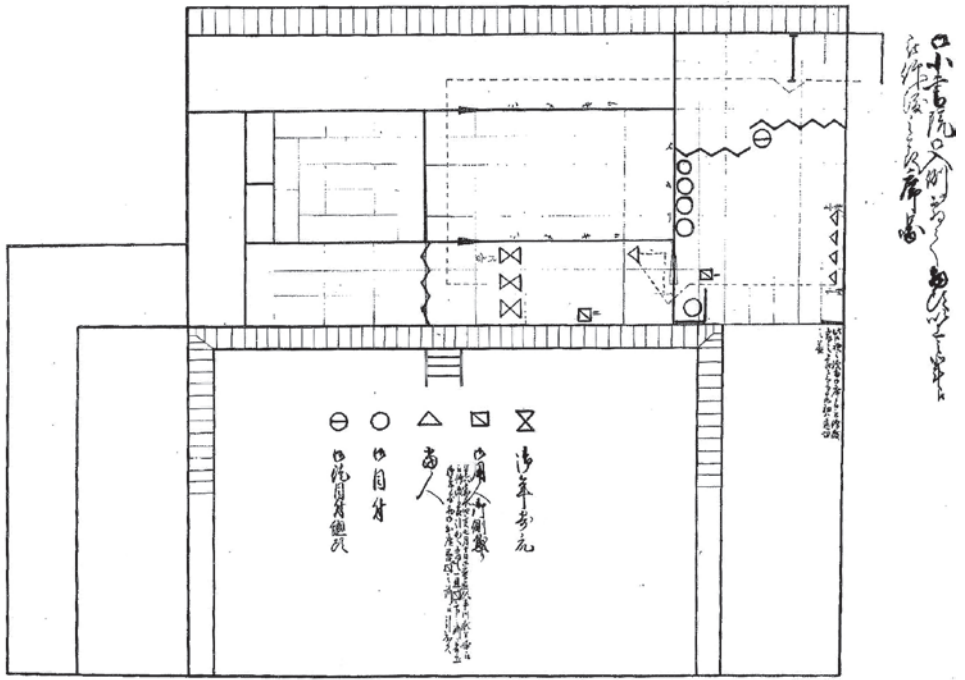
物頭以上の役職就任者は、当主が任命した。これは、幕府の場合、布衣以上の役職就任者については將軍が任命すること¹⁹に倣つてのことと推測される。御礼事の場合は、当主の權威を示すため、当主と御礼者との距離を長く設定していたが、役職任命は比較的近くで行われた。すなわち、役職就任者は二之間の上から四畳目に座っており、他の出席者である年寄四人・側用人一人・用人一人も、二之間ではあるものの、上段に着座する当主の近くに控えている。

つまるところ、小書院では、当主の座席は上段で変わらないものの、家臣の座席は、御礼事の場合は三之間、政務に係わることは二之間と異なっていたのである。

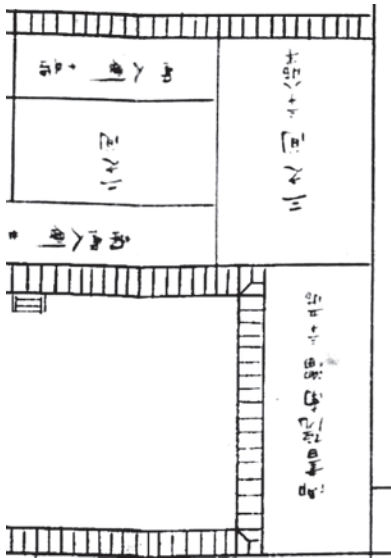
図18 御小書院御入側おゐて物頭以上之輩江被仰渡之節席図

尾張徳川家の政治空間

十



参考図15(図12の部分図)



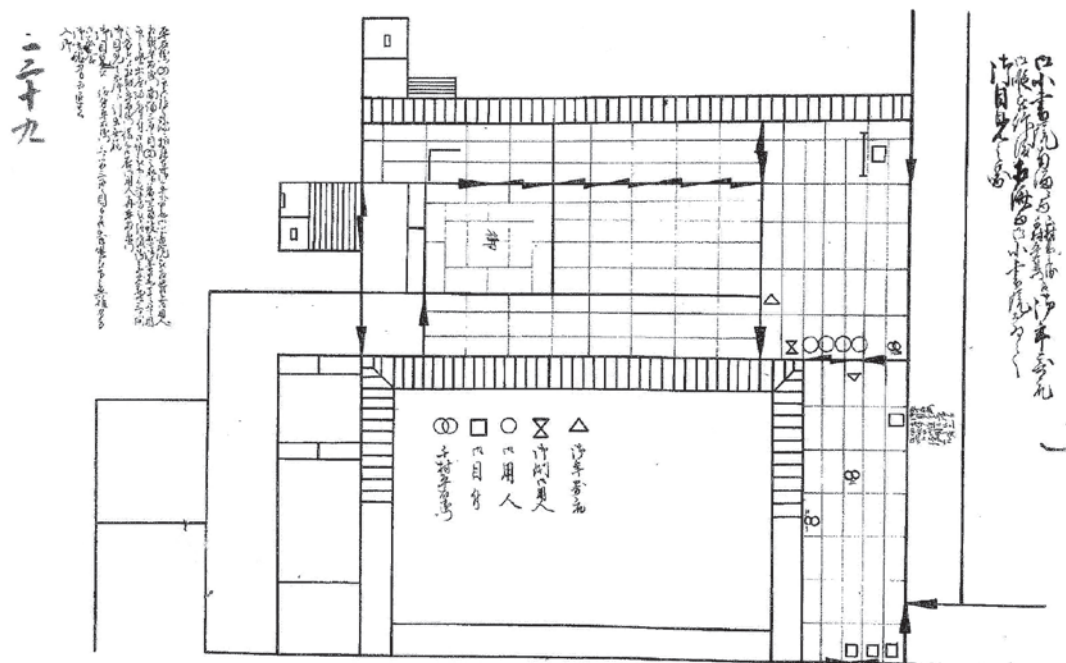
(二) 年寄の政治空間

1 小書院入側での政務

図18は、「御小書院御入側おゐて物頭以上之輩江被仰渡之節席図」(市谷屋敷 諸図「四冊目の一〇図」である。すでにみたごとく、小書院の上段と二之間は、尾張家当主が出座する行事に使われたが、年寄が物頭以上の役職就任者に申渡しを行う際は、二之間の南入側が使用された。

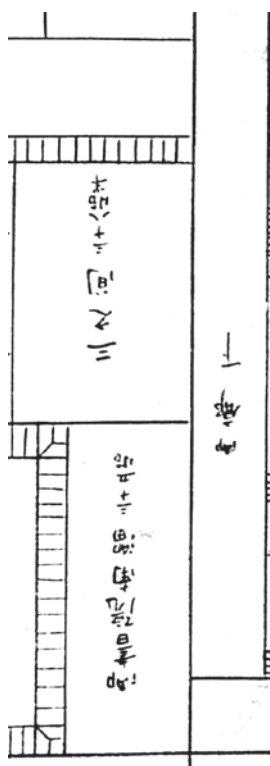
出席者は、用人御側懸り一人・目付五人・徒目付組頭一人が三之間に控え、命を受ける当人は三之間の東側に座った。年寄三人が北側の入側を通って二之間の南入側に出座し、用人御側懸りも三之間からその入側に出席して、年寄の側に控えた。その後、召された当人は目付の側を通して入側に出席し、二之間寄りに座す月番年寄から命を受けた。年寄との間は、二畳分開いている。なお、用人御側懸りの出席は、嘉永四年(一八五二)七月一日に、鷹匠頭の平川瀬兵衛が申渡しを受けたときの例である。

図19 御小書院南溜ニ而山村甚兵衛・千村平右衛門江御年寄衆御暇被仰渡相済而御小書院おゐて御目見之図



尾張徳川家の政治空間

参考図16(図12の部分図)



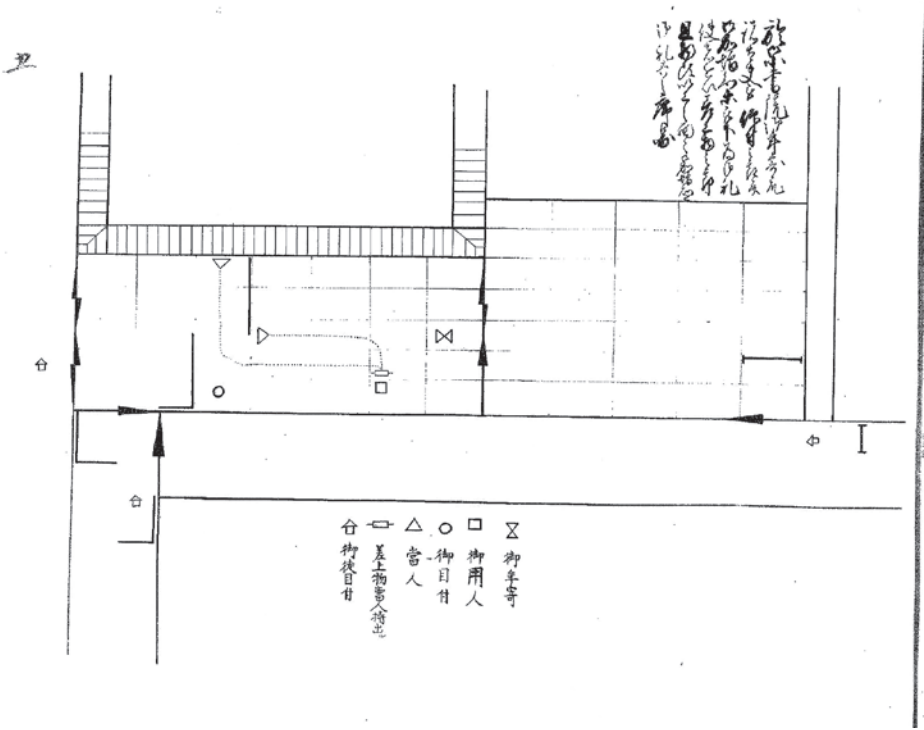
2 小書院南溜での政務

図19は、「御小書院南溜ニ而山村甚兵衛・千村平右衛門江御年寄衆御暇被仰渡相済而御小書院おゐて御目見之図」(「市谷屋敷」諸図「一冊目の三九図」)である。山村・千村両家は、尾張家臣でありながら、幕府の支配もうけるという特殊な家柄である。すなわち、尾張家では職制上大寄合に属したが、その一方で、山村家は「木曾福島閔所預」、千村家は「信州樽木山支配」を務め、幕府の「表交代寄合並」に列した⁽²¹⁾。したがって、在所の木曾福島や美濃久々利に居住することも多かったものと思われる。

図では千村家の暇の例が示されるが、山村家の格式も同じである⁽²²⁾。小書院南溜では、年寄一人が三之間近くの一畳目、目付三人は南の端に座っている。千村平右衛門は、西側四畳目に控え、年寄の前三畳目に出席して暇の申渡しをうけたのち、西側四畳目に戻った。その後、年寄は三之間へ移動し、平右衛門は当主への謁見のため、三之間の東端に出席した。ここでは、年寄の他、側用人一人・用人四人が侍座し、北側の端衝立ての後に目付一人が座った。平右衛門は図には見えないものの、三之間の上から三畳目で目見えした。

図20 於御小書院御年寄衆諸大夫被仰付之節并御加増知等被下為御礼使者を以差上物之節且物頭以上之面々御加増知之御礼共之席図

尾張徳川家の政治空間



参考図17(図12の部分図)

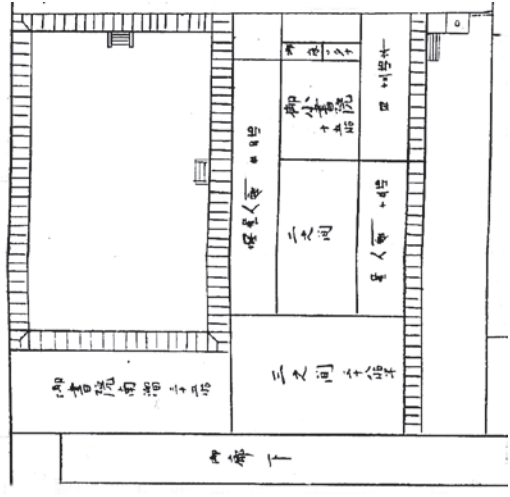
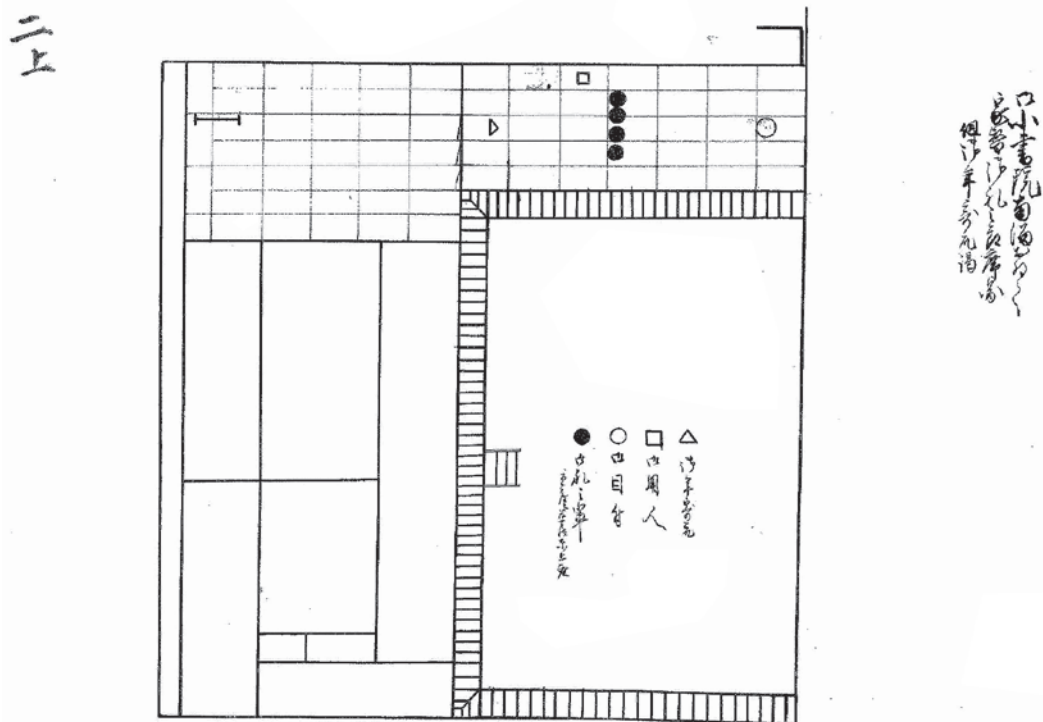


図20は、「於御小書院御年寄衆諸大夫被仰付之節并御加増知等被下為御礼使者を以差上物之節且物頭以上之面々御加増知之御礼共之席図」(「市谷屋敷」諸図「四冊目の五図」)である。これは、年寄が諸大夫に任命されたときや加増などをうけたときに、御礼のために使者をもって差上物を献上する際、あるいは、物頭以上の人々が加増をうけたときに御礼をする際の図である。

御小書院の三之間寄りの南溜一畳目に年寄一人、二畳目の東側隅に用人一人が座り、入口付近に目付一人が控えている。こうした座席のなか、差上物を当人が持ち出して用人の前に置いてあるが、年寄の正面に座っている人物と、衝立ての後にいる人物の二通りみられる。これは、前者が物頭以上の加増をうけた人物、後者が諸大夫に任命、あるいは加増をうけた年寄の使者を指すのであろうか。今後の検証が必要である。

図21 御小書院南溜おゐて家督御礼之節席図、但御年寄衆謁



尾張徳川家の政治空間

参考図18(図12の部分図)

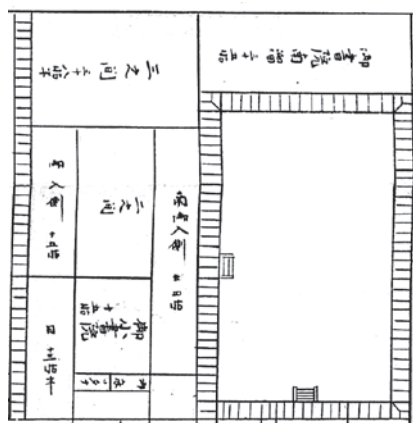


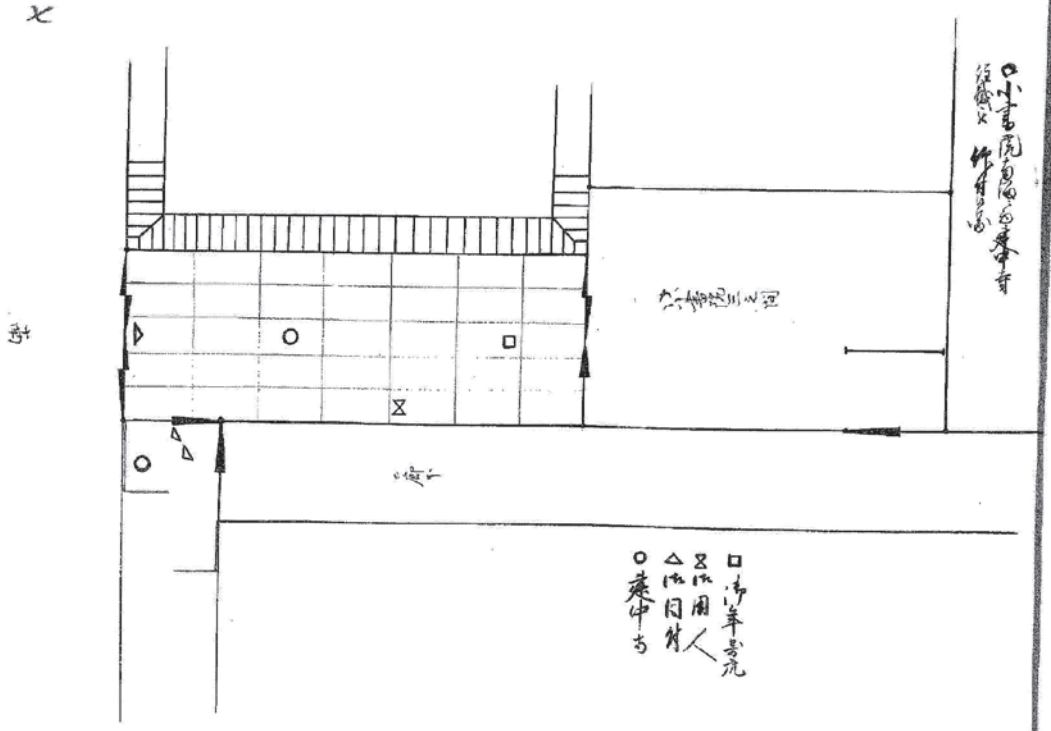
図21は、「御小書院南溜おゐて家督御礼之節席図、但御年寄衆謁」(「市谷屋敷」諸図「四冊目の二上図」)である。これは、年寄に家督御礼をするときの席図である。

御小書院三之間寄りの南溜一畳目に年寄一人、三畳目の東側隅に用人一人、南側の端に目付一人が着座している。こうした座席のなか、家督御礼者四人は、四畳目に横一列に並んで年寄に対面した。年寄との間は、二畳分開いている。

なお、ほぼ同様の図に、「於御小書院南溜御留守方御使番已下御目見以上之輩家督御礼席図」(「市谷屋敷」諸図「四冊目の九図」)がある。図21は、四人の御礼者が並んでいるが、右の図の御礼者は一人である。それ以外は、年寄・用人・目付の座席は全く同じである。図21については、家督御礼をする者の格式は記されていないが、右の図には「御使番已下御目見以上」とあるので、図21も物頭以下御目見以上の役職就任者の家督御礼を示すものと思われる。

図22 御小書院南溜二而建中寺住職被仰付候図

尾張徳川家の政治空間



参考図19(図12の部分図)

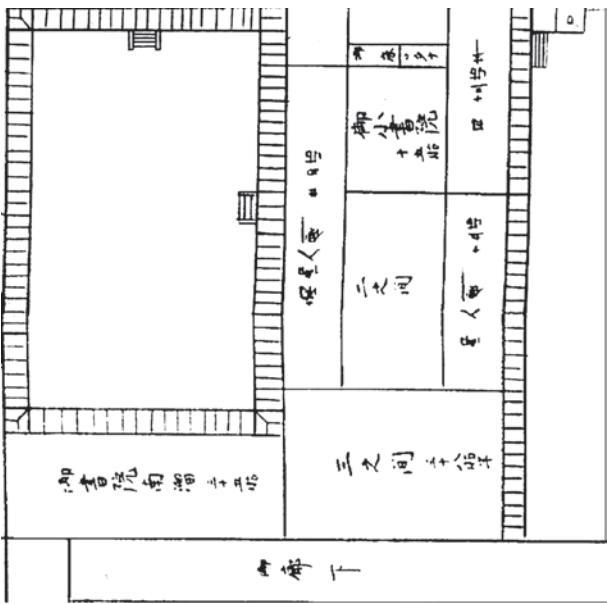
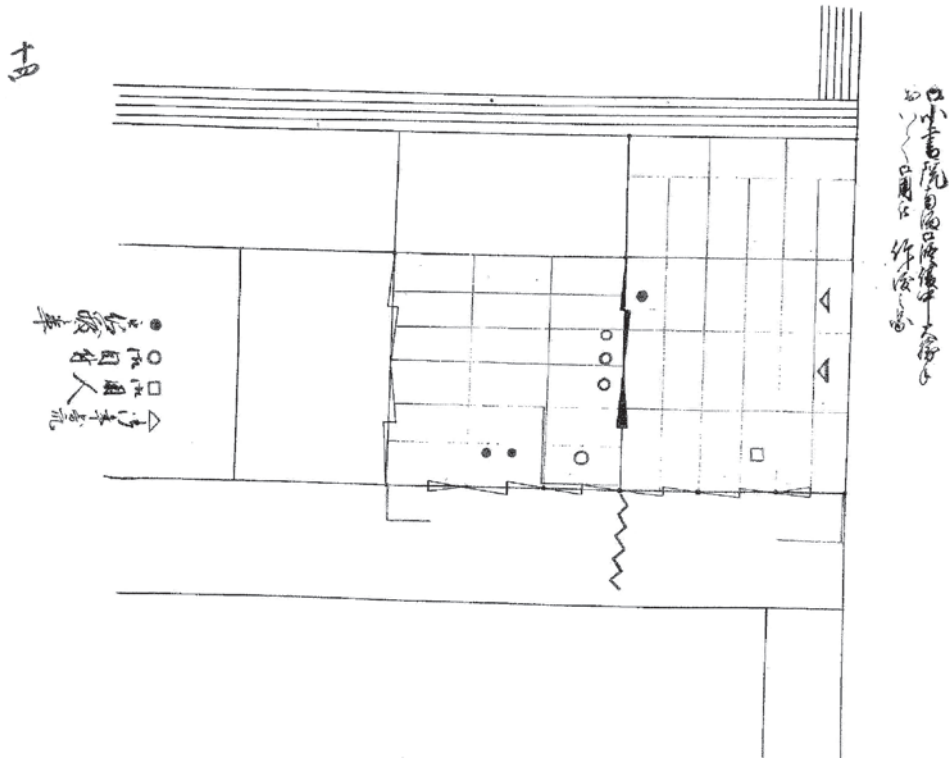
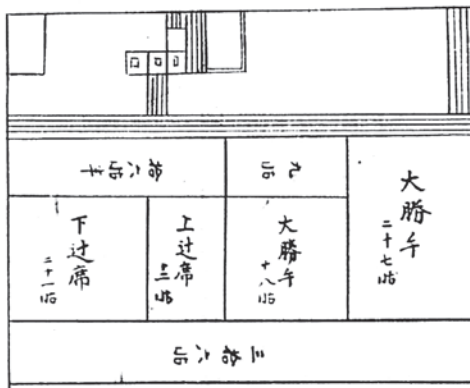


図22は、「御小書院南溜二而建中寺住職被仰付候図」(「市谷屋敷」諸図「四冊目の七図」である。これは、年寄が尾張家菩提寺の建中寺住職を任命する
ときの席図である。
年寄は、御小書院三之間寄りの南溜の上から二畳目の真中、用人は三畳
目の東側、目付は南側の端に一人、廊下に二人、それぞれ着座している。
かかる座席のなか、住職に任命される者は、廊下の目付の側に控えたの
ち、南溜の上から五畳目に出席して、年寄から命をうけた。年寄との間は、
二畳分開いている。

図23 御小書院南溜御修復中大勝手において御用被仰渡之図



参考図20(図12の部分図)



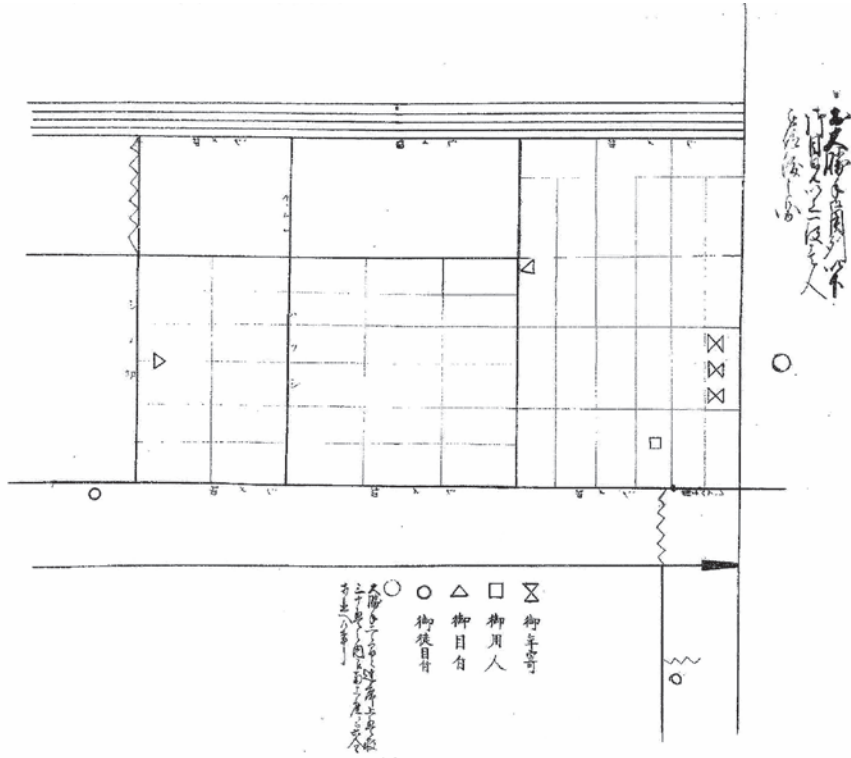
3 大勝手での政務

図23は、「御小書院南溜御修復中大勝手において御用被仰渡之図」(「市谷屋敷諸図」四冊目の一四図)である。冒頭に「御小書院南溜御修復中」とあることから、この行事は、本来なら同所で行うべき「仰渡」であることがわかる。

大勝手は一之間が二七畳、二之間が一八畳である。図によると、書院北溜寄りの一畳目に年寄二人、三畳目の北側に用人一人が座っている。二之間一畳目の一之間寄りに目付三人、入口付近に目付一人が着座している。かかる座席のなか、「被仰渡之輩」は、二之間二畳目の北側に控え、入口付近の目付の前を通って、一之間六畳目の南側に出座し、年寄から「仰渡」をうけた。年寄との間は、四畳分開いている。

図24 於大勝手御用列以下御目見以上一役彦人被仰渡之図

十七



参考図21 (図12の部分図)

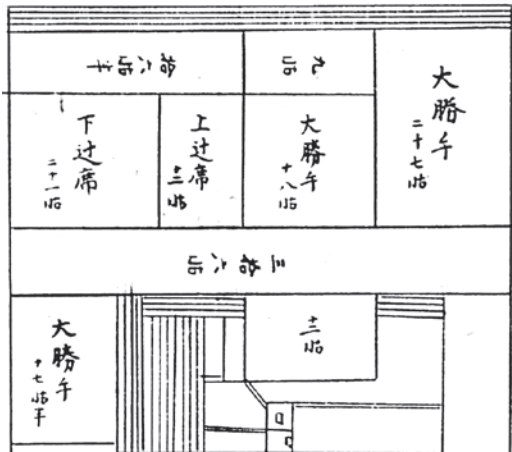
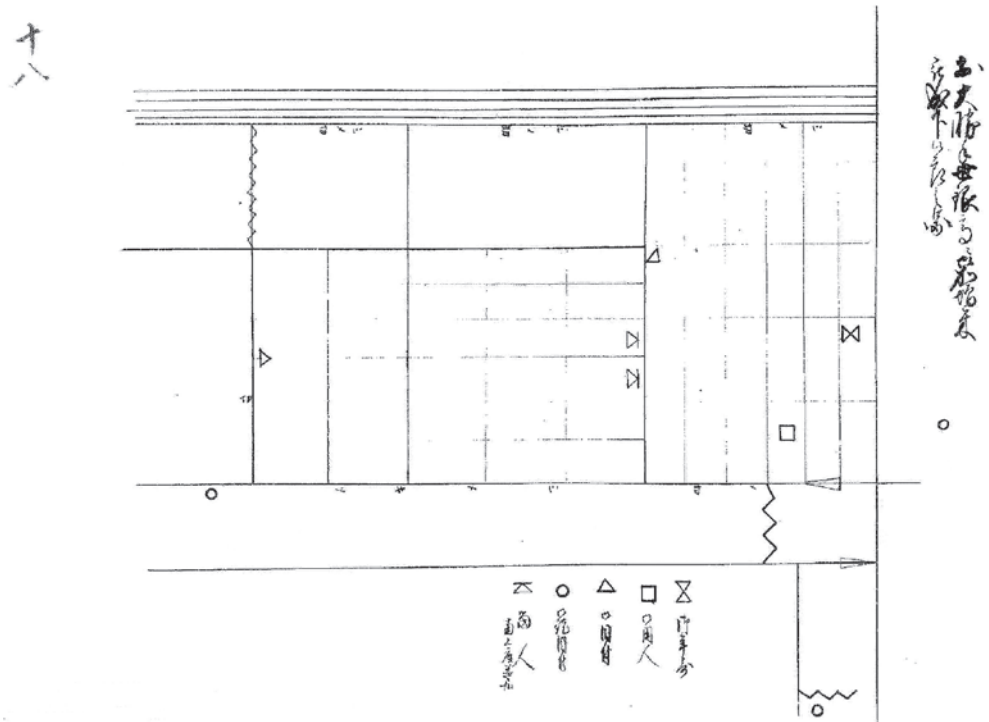


図24は、「於大勝手御用列以下御目見以上一役彦人被仰渡之図」(「市谷屋敷」諸図「四冊目の一七図」)である。すでに図17でみたごとく、物頭以上の役職就任者については、小書院で当主が任命したが、御用列以下御目見以上の役職就任者については、大勝手において年寄が任じた。

年寄三人は、大勝手一之間の書院北溜寄り一畳目、用人一人は三畳目の北側に、それぞれ着座し、目付は一之間の六畳目と上辻席の東側に座っている。かかる座席のなか、役職就任者は、下辻席の入側に六人ずつ控え、大勝手二之間に出席して任命されたものと思われるが、その座席の位置については、記載がなく不明である。

図25 於大勝手世録高ニ御加増米被成下候節之図



尾張徳川家の政治空間

参考図22(図12の部分図)

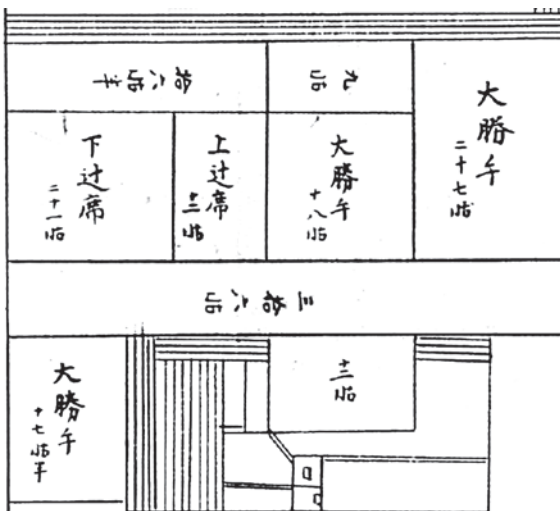
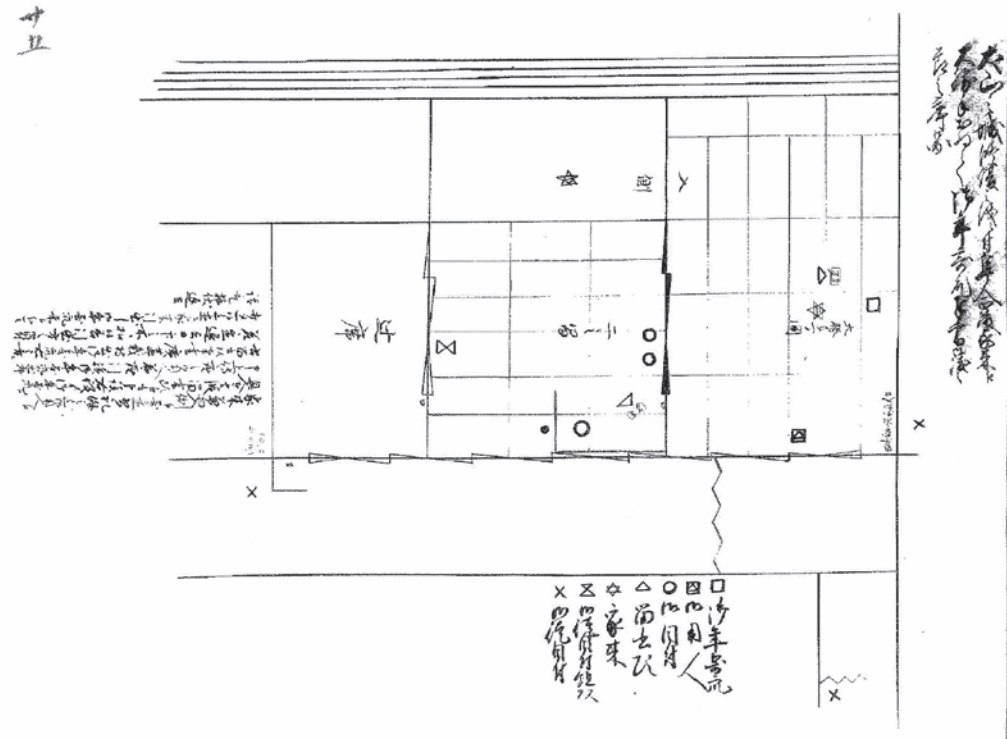


図25は、「於大勝手世録高ニ御加増米被成下候節之図」(「市谷屋敷」諸図「四冊目の一八図」)である。この図は、世録高に加増米を命ぜられたときの席図である。

年寄の人数が三人から一人に減少していることを除けば、年寄・用人・目付の座席は、図24の役職任命の場合と同じである。年寄の人数の減少は、加増米をうける行事が、役職任命より格下の行事であることを示しているといえよう。加増米をうける当人は、大勝手二之間の一之間寄り一畳目に座って、年寄から命ぜられた。年寄との間は、五畳分開いている。なお、図の加増米をうける二人のうち、南側に座る方が上席である。

図26 犬山之城修復之儀ニ付隼人正殿家来江大勝手おゐて御年寄衆奉書御渡之節之席図



参考図23(図12の部分図)

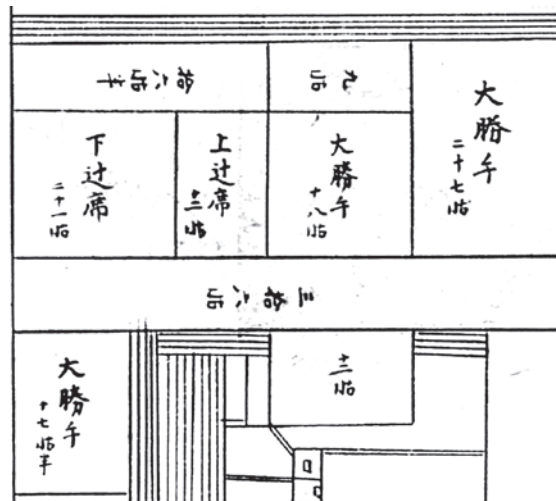
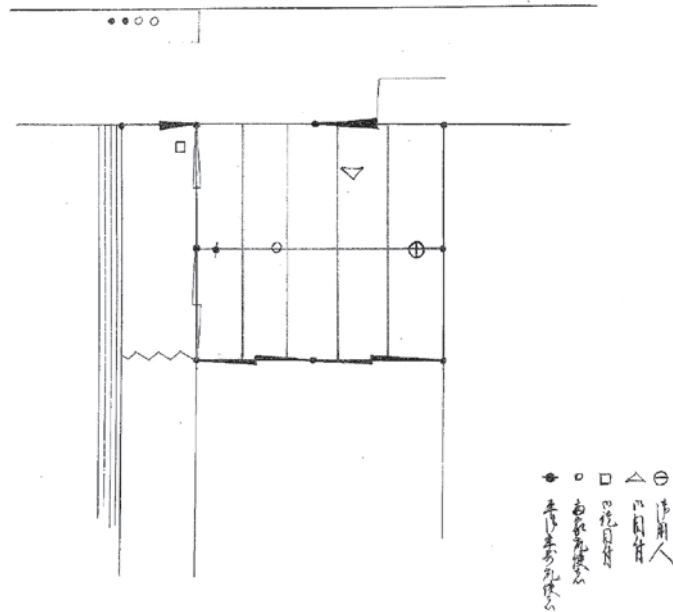


図26は、「犬山之城修復之儀ニ付隼人正殿家来江大勝手おゐて御年寄衆奉書御渡之節之席図」(「市谷屋敷」諸図)四冊目の二五図である。これは、「両家年寄」の犬山城主成瀬隼人正が居城の修復願を出した際、それを許可する奉書を、年寄が成瀬の家来へ渡すときの席図である。

大勝手一之間における年寄・用人の座席は、図25とほぼ同じであるが、用人の席は若干北側に退いている点が異なる。目付の席は、二之間の一之間寄り一畳目に二人、一之間への入口付近に一人着座していた。奉書を載せた広蓋は、留書頭が入口付近から、年寄の座席近く右に持ち出して置き、入口にいる目付の後に退いた。成瀬の家来は、二之間入側に控えていたが、「引出方」の目付の指示により、一之間の年寄の前に進んで、奉書を請取って拝伏し、退去した。

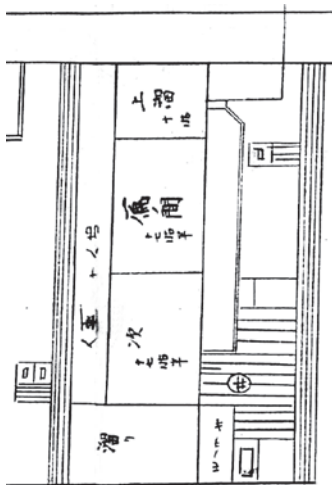
図27 大勝手差支候節於雁之間使者謁之図



大膳も又文より心へ属する
使者の湯し高

尾張徳川家の政治空間

参考図24(図12の部分図)



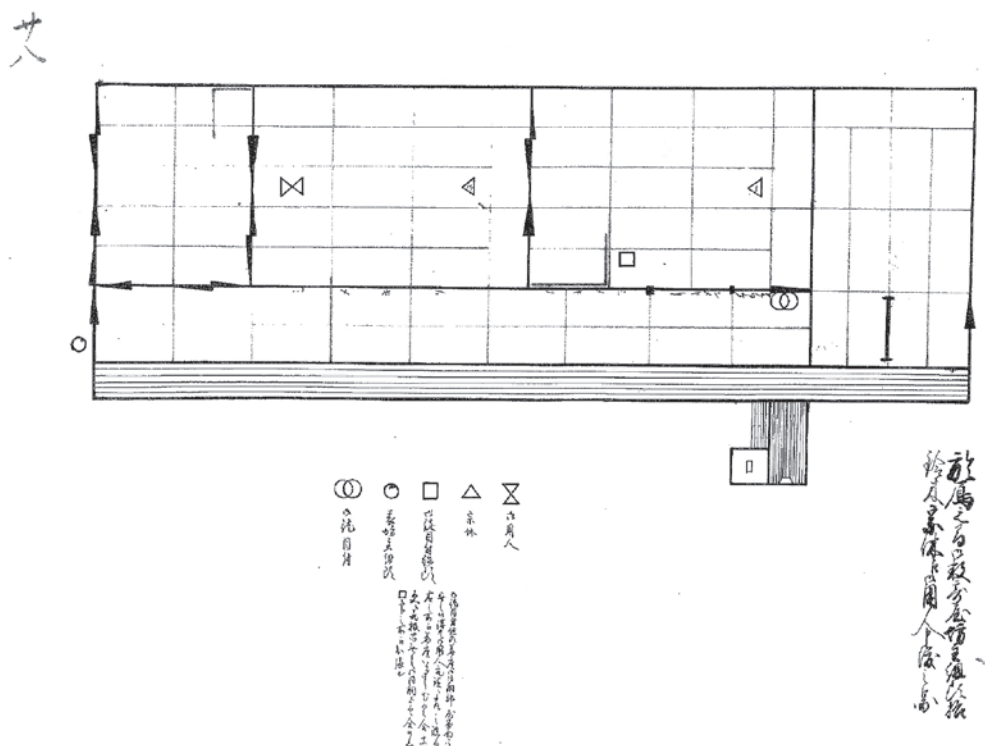
（三） 用人の政治空間

1
雁之間での政務

つぎに、用人(または側用人)の政治空間をみよう。図27は、「大勝手差支候節於雁之間使者謁之図」(「市谷屋敷」諸図)四冊目の二六図)である。冒頭に「大勝手差支候節」とあることから、これは、本来なら用人が同所で行うべき行事であることがわかる。

雁之間は四部屋に分かれており、上溜一〇畳、雁之間一七畳半、次之間一七畳半、溜り一四畳である。行事は、「上溜」で行われている。用人は上溜の北側一畳目に座り、目付は二畳目の西側に着座し、徒目付は入側に控えた。かかる座席のなか、年寄の使者は廊下に控えたのち、上溜に進んで用人に面会した。その際、両家年寄と平年寄の使者では座席が異なる。両家年寄の使者は下から二畳目、平年寄の使者は下から一畳目である。したがって、用人との間は、前者は二畳分、後者は三畳分開いていたことになる。ここに、両者の格式の差を見ることができる。

図28 於雁之間御数寄屋坊主組頭格鈴木宗休江御用人申渡之図



参考図25 (図12の部分図)

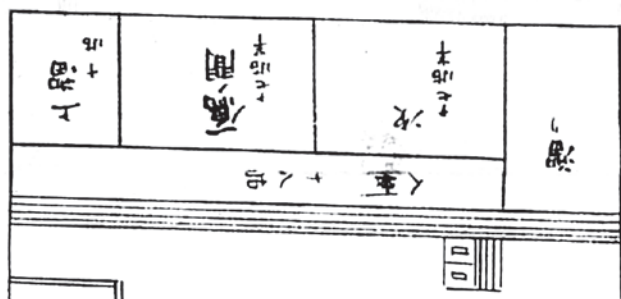


図28は、「於雁之間御数寄屋坊主組頭格鈴木宗休江御用人申渡之図」(「市谷屋敷」諸図「四冊目の二八図」)である。これは、用人が数寄屋坊主組頭格に申渡しを行う際の席図である。なお、命じる際の用語として、当主や年寄については「仰渡」が使われているが、用人や側用人については「申渡」が使用されている。ここにも、両者の格の差を見ることが出来る。

用人は、雁之間の上溜寄り一畳目に座し、徒目付組頭は次之間二畳目南側、徒目付は入側の端に控えた。かかる座席のなか、鈴木宗休は次之間下から二畳目に控え、用人出座のち、雁之間下から二畳目に進んで申渡しをうけた。用人との間は、一畳分開いている。

おわりに

名古屋城二の丸御殿と江戸市谷屋敷における、尾張家当主や年寄(家老)・用人などの政治空間で行われる行事をみてきた。その結果、以下のことが判明した。

まず「席図」を比較検討すると、当主自身が申し渡す案件は、物頭以上への役職任命などに限られ、多くの申渡しは年寄が行っていた。幕府の場合も、將軍による申渡しは布衣以上の役職任命などに限定され、ほとんどの申渡しは老中が実施しており、⁽²³⁾同様の傾向を認めることができる。また、通常の申渡しは月番年寄が一人で行うが、黒印渡しや物頭以上への申渡し、諸大夫や役職任命など格の高い案件については、年寄三～四人の列座で実行している。そして、当主申渡しの際の同席者は年寄・側用人・用人、年寄申渡しの際の同席者は用人と目付であり、彼らが家政の中心的な存在であったことがうかがえる。

さらに重要な点は、名古屋の二の丸御殿と江戸の市谷屋敷では、政治的行為を行う部屋が異なることである。二の丸御殿では、当主や年寄・用人のいわば執務室にあたる中御座之間、年寄・用人御用所が使われていたが、市谷屋敷では、当主の儀礼空間である書院・小書院、及びその近辺にある小書院南溜・大勝手・雁之間が、政治空間として使用された。⁽²⁴⁾つまり、二の丸御殿では、政治空間と儀礼空間は分かれていたが、市谷屋敷では、政治空間と儀礼空間が一体化していたといえよう。

これは、幕府の影響によるものと考えられる。すなわち、江戸城本丸御殿の儀礼空間は、黒書院・白書院・大広間であり、年頭御礼は白書院と大

広間、月次御礼は黒書院と白書院で行われた。一方、將軍による布衣役以上の役職任命は「奥」の御座之間で実施されたものの、將軍へのさまざまな謁見は「表」の黒書院と白書院で実行された。また、老中・若年寄によるさまざまな申渡しは、黒書院と白書院の東側にある部屋で行われた。⁽²⁵⁾

つまり、江戸城本丸御殿でも、政治空間と儀礼空間が一体化していたといえる。しかも、尾張家の市谷屋敷における、年寄・用人の政治空間である小書院南溜・大勝手・雁之間は書院・小書院の東側にあり、老中・若年寄の政治空間と方角も同じである。さらに、当主の御座所である小書院上段に近い部屋程格の高い行事が行われており、この点も、黒書院上段に近い部屋程格の高い行事が行われる江戸城本丸御殿の場合と同様である。

こうした国許と江戸の屋敷における政治空間の違いは、將軍家に近い尾張家の特徴なのか、もしくは他大名家の場合も同様なのか、この点を明らかにすることが今後の課題といえよう。

註

- (1) 徳川林政史研究所蔵「統林絵図」一九〇一。
- (2) 徳川林政史研究所蔵「統林絵図」一九〇〇。なお、この史料については、深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』四卷(東洋書林、二〇〇一年)に全冊収録。
- (3) 名古屋市編『名古屋城史』(名古屋市役所、一九五九年)、二二三頁。なお、この図は『名古屋市史』地図編(名古屋市役所、一九一五年)にも、「第三図 名古屋城御殿之図」として収録されている。
- (4) 二の丸御殿の構造については、『名古屋城史』二二四～二二七頁参照。
- (5) 徳川林政史研究所開設一〇〇周年記念図録『將軍と尾張徳川家―政と儀礼―』(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇二三年)、九二～九五頁。
- (6) 同右、一〇三頁。本稿図17参照。

- (7) 林董一「尾張藩「年寄」考」(『徳川林政史研究所「研究紀要」』昭和五十四年度・昭和五十五年・昭和五十六年度(一九八〇・一九八一・一九八二年))。
- (8) 「尾藩御役名附」(『徳川林政史研究所蔵、徳川林政史研究所収集史料七七七。下村信博・種田祐司「名古屋藩(木村礎編『藩史大事典』第四卷 中部編Ⅱ 東海(雄山閣出版、一九八九年)』)。
- (9) 註(6)に同じ。
- (10) 註(7)の林董一論文、『徳川林政史研究所「研究紀要」』昭和五十六年度、二〇三頁。
- (11) 「藩士名寄」(『徳川林政史研究所蔵』)、「徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(一)」(『徳川林政史研究所「研究紀要」』第三九号、二〇〇五年)、「凡例」の「石河家歴代当主の略歴」参照。
- (12) なお、「川割船割相勤候御持頭・御使番江御逢之図」(続林絵図一九〇一、細目二一)には、「繰出御用人」との文言もみられる。
- (13) 徳川林政史研究所蔵、請求番号旧蓬左文庫所蔵の図物甲四五八。
- (14) 「(市谷屋敷)諸図」一冊目の二八図は、「御小書院御模様替ニ付於御書院家督御礼を初御礼事被為請候節之図」であるが、「御小書院御模様替ニ付」とあるごとく、本来、家督御礼は同所で行われる行事であった。
- (15) 『改訂版 全国寺院名鑑』近畿篇(全国寺院名鑑刊行会、一九七五年)、三三三―三三六頁。
- (16) 『名古屋市史』社寺編(名古屋市役所、一九一五年)、六八八―六九三頁。
- (17) 同右、一二六―一三四頁。『愛知県史』通史編四 近世(愛知県、二〇一九年)、五五五頁。
- (18) 註(16)の著書、二四〇頁。
- (19) 深井雅海『江戸城御殿の構造と儀礼の研究』(吉川弘文館、二〇二二年)、二四七―二四九頁。
- (20) 註(5)の図録、一〇一―一〇二頁参照。
- (21) 林董一「山村甚兵衛と千村平右衛門―わが近世封建制における二重封臣関係について―」(『法制史研究』九、法制史学会、一九五九年)、田原昇「近世伊那谷における榑木成村支配の様相―千村平右衛門預所を事例として―」(『徳川林政史研究所「研究紀要」』第三八号、二〇〇四年)、同「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御閑所御預と植林との関係から―」(『徳川林政史研究所「研究紀要」』第四一号、二〇〇七年)。
- (22) 「(市谷屋敷)諸図」一冊目の三七図「山村甚兵衛江御年寄衆御暇被仰渡も右相済而於御書院御目見之図」参照。
- (23) 註(19)の深井著書、一九五―二〇九頁。
- (24) ただし、年寄による物頭以下への役職任命は、儀礼空間にある御夜居之間で行われている。
- (25) 註(19)の深井著書、二〇九―二一一頁。